

第1 防災組織に関する資料

1 小坂町防災会議条例

昭和38年8月1日

条例第16号

改正 平成14年3月26日条例第16号

平成24年9月10日条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、小坂町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 小坂町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 小坂町水防計画作成、その他水防に関し必要とする事項について調査、審議を行うこと。
- (3) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者
 - (2) 秋田県の知事が、その部内の職員のうちから指名する者
 - (3) 町の区域を管轄する警察署の警察署長又はその指名する職員
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育委員会の教育長
 - (6) 消防団長

- (7) 町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項に規定する委員の定数は、第1号及び第2号の委員は4人以内、第4号の委員は7人以内並びに第7号及び第8号の委員は8人以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、秋田県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
 - 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

- 第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
 - 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(補則)

- 第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- (小坂町水防協議会条例の廃止)
- 2 小坂町水防協議会条例(昭和62年小坂町条例第15号)は、廃止する。

附 則(平成24年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 小坂町防災会議委員

会長 小坂町長

防災会議役職	所 属 (職)	備 考
1号の委員	東北森林管理局 米代東部森林管理署長	関係地方行政機関
〃	鹿角公共職業安定所長	〃
〃	東北農政局 秋田県拠点 統括農政推進官	〃
2号の委員	鹿角地域振興局総務企画部長	県知事の指名
〃	鹿角地域振興局建設部長	〃
〃	鹿角地域振興局農林部長	〃
〃	大館保健所長	〃
3号の委員	鹿角警察署 小坂交番所長	警察署長の指名
4号の委員	小坂町副町長	部 内
〃	〃 総務課長	〃
〃	〃 町民課長	〃
〃	〃 福祉課長	〃
〃	〃 建設課長	〃
〃	〃 観光産業課長	〃
5号の委員	小坂町教育長	〃
6号の委員	小坂町消防団長	〃
7号の委員	小坂町診療所長	地方公共機関
〃	秋北バス(株) 花輪営業所長	〃
〃	東日本電信電話株式会社 秋田支店長	〃
〃	小坂郵便局長	〃
〃	東北電力ネットワーク株式会社 鹿角電力センター所長	〃
〃	鹿角広域行政組合消防本部 小坂分署長	〃
8号の委員	小坂町赤十字奉仕団	学識経験者
〃	小坂町社会福祉協議会	〃
〃	小坂町新花町自治会 自主防災会	〃
〃	小坂町藤倉団地自治会 自主防災会	〃

3 小坂町災害対策本部条例

昭和38年8月1日

条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、小坂町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長が指名する災害対策本部員をもってこれに充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 防災関係機関一覧表

(1) 小坂町

名 称	電話番号	F A X	所 在 地	摘要
小坂町役場	29-3901	29-5481	小坂町小坂字上谷地41-1	
小坂町教育委員会	29-2342	29-4436	小坂町小坂字砂森7-1	
小坂町中央公民館	29-2069	29-4436		
鹿角広域行政組合 消防署小坂分署	29-2119	29-3731	小坂町小坂字中前田68-1	

(2) 秋田県の組織の地方機関

名 称	電話番号	F A X	所 在 地	摘要
鹿角地域振興局 総務企画部	22-0456	23-5574	鹿角市花輪字六月田1	
鹿角地域振興局 建設部	23-2301	23-6074	鹿角市花輪字六月田1	
鹿角地域振興局 農林部	23-2123	23-6085	鹿角市花輪字六月田1	
北教育事務所 鹿角出張所	23-3302	22-2126	鹿角市花輪字六月田1	
大館保健所	0186 52-3955	0186 52-3911	大館市十二所字平内新田237-1	
鹿角警察署	23-3321	23-3321	鹿角市向畠100	
〃 小坂交番	29-2111	29-2111	小坂町小坂字中前田42-3	
〃 十和田湖駐在所	0176 75-2252	0176 75-2252	小坂町十和田湖字大川岱13-6	

(3) 指定地方行政機関

①農政局

名 称	電話番号	F A X	所 在 地	摘要
東北農政局	018	018-862	秋田市山王7-1-5	
秋田県拠点	862-5611	-5340		

②東北森林管理局

名 称	電話番号	F A X	所 在 地	摘要
米代東部森林管理署	0186 50-6130	0186 50-6133	大館市上代野字中岱3-23	

③秋田労働局

名 称	電話番号	F A X	所 在 地	摘要
大館労働基準監督署	0186 42-4033	0186 42-4010	大館市字三の丸6-2	
鹿角公共職業安定所 (ハローワーク鹿角)	23-2173	23-7448	鹿角市花輪字荒田82-4	

④東北地方整備局

名 称	電話番号	F A X	所 在 地	摘要
東北地方整備局 能代河川国道事務所	0185 70-1001	0185 70-1118	能代市鰯渕字一本柳97-1	

(4) 自衛隊

①陸上自衛隊

名 称	電話番号	F A X	所 在 地	摘要
第21普通科連隊	018 845-0125	018 845-0125	秋田市寺内字将軍野1	

②航空自衛隊

名 称	電話番号	F A X	所 在 地	摘要
秋田救難隊	018 886-3320	018 886-3320	秋田市雄和椿川字山籠23-26	
第33警戒隊	0185 33-3030	0185 33-3030	男鹿市男鹿中国有地内	

③自衛隊秋田地方協力本部

名 称	電話番号	F A X	所 在 地	摘要
自衛隊秋田地方協力本部	018 823-5404	018 823-5405	秋田市山王四丁目3-34	
自衛隊秋田地方協力本部 大館出張所	0186 42-1398	0186 42-1398	大館市字中町5番地	

(5) 指定公共機関

①電信電話株式会社

名 称	電話番号	F A X	所 在 地	摘要
東日本電信電話株式会社 宮城事業部秋田支店	018 836-8781	018 836-8830	秋田市中通4丁目4-4	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東北支社秋田支店	018 864-3700	018 888-1400	秋田市大町4-2-39 ドコモ東北秋田ビル	

②郵便局株式会社

名 称	電話番号	F A X	所 在 地	摘要
小坂郵便局	29-2221	29-4382	小坂町小坂鉱山字古館17-1	

③日本赤十字社

名 称	電話番号	F A X	所 在 地	摘要
日本赤十字社 (小坂町分区)	29-3925	29-2411	小坂町小坂字上谷地41-1	福祉課内

④日本放送協会

名 称	電話番号	F A X	所 在 地	摘要
N H K 大館報道室	0186 42-4057	0186 49-7116	大館市常磐木町3-2 2F	

⑤日本通運株式会社

名 称	電話番号	F A X	所 在 地	摘要
鹿角営業所	23-2037		鹿角市花輪字下中島143	

⑥東北電力ネットワーク株式会社

名 称	電話番号	F A X	所 在 地	摘要
鹿角電力センター	23-6450	23-4497	鹿角市花輪字柳田31	

⑦ヤマト運輸株式会社

名 称	電話番号	F A X	所 在 地	摘要
秋田主管支店	018 839-4045	018 839-0730	秋田市御所野湯本2-1-1	

(6) 指定地方公共機関

①土地改良区

名 称	電話番号	F A X	所 在 地	摘要
小坂町土地改良区	29-3912	29-5481	小坂町小坂字上谷地41-1	観光産業課内

②テレビ・ラジオ

名 称	電話番号	F A X	所 在 地	摘要
株式会社秋田放送 県北支局	0186 49-1543	0186 49-3344	大館市水門町75-2 2F	
秋田テレビ株式会社 県北総局	0186 49-1266	0186 49-0318	大館市字桂城8-14 3F	
株式会社エフエム秋田	018 824-1155	018 823-7725	秋田市八橋本町3-7-10	
秋田朝日放送株式会社	018 866-5111	018 866-5115	秋田市川尻大川反233-209	

③ガス供給機関

名 称	電話番号	F A X	所 在 地	摘要
鹿角エルピーガス保安センター協同組合	23-6687	25-2597	鹿角市花輪字下夕町141	

④バス機関

名 称	電話番号	F A X	所 在 地	摘要
秋北バス株式会社 花輪営業所	23-2183	23-2185	鹿角市花輪字上中島114	

⑤医師会

名 称	電話番号	F A X	所 在 地	摘要
鹿角市鹿角郡医師会	22-1251	22-0500	鹿角市花輪堰向56	大里医院内

(7) 公共的団体及び防災上重要な施設等

①病院

名 称	電話番号	F A X	所 在 地	摘要
小坂町診療所	29-5500	29-5600	小坂町小坂鉱山字栗平25-1	

②社会福祉施設

名 称	電話番号	F A X	所 在 地	摘要
小坂マリア園	29-3222	29-3523	小坂町小坂字上前田7-9	
障害者支援施設 あすなろ	29-5226	29-5227	小坂町小坂字仁吾平16	
障害者支援施設 更望園	29-3740	29-3741	小坂町小坂字大石平45	
特別養護老人ホーム サンホーム大石平	29-2300	29-2397	小坂町小坂字大石平30	
特別養護老人ホーム あかしあの郷	29-2900	29-2903	小坂町小坂鉱山字栗平25	
グループホーム小坂	30-7250	30-7251	小坂町小坂字上前田16-11	
こさかわいわいセンター	29-5131	29-5132	小坂町小坂鉱山字栗平23-1	
軽費老人ホーム ケアハウスわかば	29-3660	29-3666	小坂町小坂字上谷地26	
老人憩いの家 あかしや荘	29-2434		小坂町小坂鉱山字渡ノ羽58	

③社会福祉協議会

名 称	電話番号	F A X	所 在 地	摘要
小坂町社会福祉協議会	29-3221	29-3218	小坂町小坂字上前田7-1	

④金融関係

名 称	電話番号	F A X	所 在 地	摘要
秋田銀行小坂支店	29-2121	29-2292	小坂町小坂鉱山字栗平25-5	
小坂郵便局	29-2211	29-4382	小坂町小坂鉱山字古館17-1	

⑤学校

名 称	電話番号	F A X	所 在 地	摘要
小坂小学校	29-2422	29-3102	小坂町小坂字赤神4-1	
小坂中学校	29-3232	29-2003	小坂町小坂字赤神4-1	

⑥公民館等

名 称	電話番号	F A X	所 在 地	摘要
小坂公民館	29-2069	29-4436	小坂町小坂字砂森 7-1	
七滝公民館	29-3411	29-5330	小坂町荒谷字沢ノ口 16-1	
七滝活性化拠点センター	29-3827	—	小坂町荒谷字上の平 27-1	
川上公民館	29-2344	29-2344	小坂町小坂字下川原 28-2	
小坂図書館	29-2207	29-2207	小坂町小坂字中前田 54-1	
総合博物館 郷土館	29-4726	29-2207	小坂町小坂字中前田 48-1	

5 自主防災組織等規約（作成例）

○○自主防災会規約

（名称）

第1条 この会は、○○自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、会長宅（○○自治会館）に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震など」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関する事項。
- (2) 災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、応急手当に関する事項。
- (3) 防災訓練の実施に関する事項。
- (4) 防災資機材の備蓄に関する事項。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

（会員）

第5条 本会は、○○町内（○○自治会）の世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 班長 若干名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。

（役員の任務）

第7条 役員は、別に定める防災計画に基づく職務を行う。

（総会及び役員会）

第8条 総会は町内会（自治会）総会と同時に開催する。

2 役員会は、会長が招集する。

（防災計画）

第9条 本会は、第4条に定める事業を行うため、防災計画を作成する。

（会費及び経費）

第10条 本会の会費及び運営に要する経費は、町内会費（自治会費）その他の収入をもってあてる。

（その他）

第11条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

附 則

この規約は、令和○○年○○月○○日から実施する。

自主防災組織結成自治会 一覧 令和6年4月1日

	自主防災会名	結成年月日	世帯数	人口
1	若葉町自治会	平成21年1月26日	96	196
2	休平自治会	平成21年2月25日	27	48
3	藤倉自治会	平成21年4月1日	87	192
4	大川岱自治会	平成21年4月27日	26	41
5	みどりヶ丘自治会	平成21年5月18日	12	32
6	新花町自治会	平成21年6月3日	126	248
7	濁川自治会	平成21年6月22日	85	196
8	向陽自治会	平成22年3月15日	3	5
9	さくらんぼ団地自治会	平成22年10月1日	112	212
10	鳥越自治会	平成23年4月6日	21	57
11	狐崎自治会	平成23年4月19日	43	89
12	上小坂自治会	平成24年4月26日	79	163
13	南あけぼの自治会	平成24年11月27日	49	61
14	鶴自治会	平成26年3月1日	23	62
15	川通り自治会	平成27年11月30日	85	161
16	栄町自治会	令和3年4月1日	49	126
17	一本杉自治会	令和4年4月1日	30	50
18	螢自治会	令和5年8月1日	24	51
合 計		(住民基本台帳数値)	977 世帯	1,990 人

第2 情報の収集及び伝達に関する資料

1 気象観測施設一覧表

(1) 気象庁所管観測所

種類	観測所名	観測種目	所在地 (設置場所)	電話
地域気象	藤原	雨量	小坂町上向字藤原42	無

(2) 国所管雨量観測所

機関名	所在地 (設置場所)	電話
能代河川国道事務所	小坂町小坂鉱山字尾樽部37-2	0185-70-1176

(3) 雨量・積雪等に関する気象情報観測受信施設

秋田県総合防災情報システム		
所在地	小坂町小坂字上谷地41-1 小坂町役場総務課内	0186-29-3901
鹿角広域行政組合消防署小坂分署		
所在地	小坂町小坂字中前田68-1	0186-29-2119
鹿角地域振興局 (毛馬内1 テレメータ 0186-22-2030)		
所在地	小坂町小坂字湯ノ谷地地内	0186-23-2316
鹿角地域振興局 (大川岱)		
所在地	小坂町十和田湖字大川岱	0186-23-2316

(4) 土石流に関する気象情報観測施設

土石流予警報装置 (大川岱沢川)		
所在地	小坂町十和田湖字大川岱	0186-23-2316

(5) 水位に関する観測施設

①既存型水位計局

河川名	観測員氏名	設置場所 (観測所名)	電話
小坂川	鹿角地域振興局	鹿角市十和田字瀬田石 (毛馬内1)	0186-23-2316
小坂川	鹿角地域振興局	小坂町小坂字矢柄平地内 (矢柄平)	0186-23-2316
古遠部川	鹿角地域振興局	小坂町小坂字新田地内 (濁川)	0186-23-2316

②危機管理型水位計局

河川名	観測員氏名	設置場所 (観測所名)	電話
荒川	鹿角地域振興局	小坂町荒谷字荒川地内 (荒川橋)	0186-23-2316
小坂川	鹿角地域振興局	小坂町小坂鉱山字尾樽部地内 (中島橋)	0186-23-2316
砂子沢川	鹿角地域振興局	小坂町小坂字村下地内 (真木ノ平橋)	0186-23-2316
古遠部川	鹿角地域振興局	小坂町小坂字若木立地内 (若木立橋)	0186-23-2316

2 サイレン信号等

災害に関する信号は次による。

区分	方法	種 別	サイレン	警 鐘	摘 要
消 防 法	火 災 信 号	近火信号	3秒 3秒 3秒 ●— ●— ●— 2秒 2秒	連 点 ●—●—●—●	消防屯所から800m 以内のとき。
		出場信号	5秒 5秒 5秒 ●— ●— ●— 6秒 6秒	3 点 ●—●—● ●—●—●	署団出場区域内のと き。
				2 点 ●—● ●—● ●—●	署団特命応援出場の とき。
		報知信号		1 点 ● ● ● ●	出場区域外の火災を 認知したとき
		鎮火信号		1 点と 2 点との斑打 ● ● ● ●	
消 防 法	山 林 火 災 信 号	出場信号	10秒 10秒 ●— ●— 2秒	3 点と 2 点との斑打 ●—●—● ●—●	署団出場区域内のと き
		応援信号	同 上	同 上	署団特命応援出場の とき。
		火災警報 発令信号	30秒 30秒 ●— ●— 6秒	1 点と 4 点との斑打 ● ●—●—●—●	
消 防 法	火 災 警 報 信 号	火災警報 解除信号	10秒 10秒 ●— ●— 3秒	1 点 1 点 2 点 ● ● ●—●	
		演 習 召集信号	15秒 15秒 ●— ●— 6秒	1 点と 3 点との斑打 ● ●—●—●	消防職員・団員の演習 召集。
		水 防 信 号	3秒 3秒 3秒 ●— ●— ●— 2秒 2秒	連 点 ●—●—●—●	住民の避難。
水 防 法	水 防 信 号	出場信号	5秒 5秒 5秒 ●— ●— ●— 6秒 6秒	3 点 ●—●—● ●—●—●	本部員、消防職員・団 員、その他の従事者の 避難召集。
		警戒信号	30秒 30秒 ●— ●— 6秒	1 点と 4 点との斑打 ● ●—●—●—●	災害警戒。

第3 通信に関する資料

1 小坂町防災行政無線

◎基地局（小坂町 総務課）

◎移動局（車載3、携帯9、IP無線25）

2 鹿角広域行政組合消防署小坂分署

呼び出し名称	区別	備考
かづのこさか1、かづのこさか2	通信室	
こさかポンプ1	車載	
こさかこうほう1	車載	
こさかきゅうきゅう1	車載	
こさかけいたい10	携帯	
こさかけいたい11	携帯	
こさかけいたい12	携帯	
こさかけいたい13	携帯	
こさかけいたい14	携帯	
こさかけいたい15	携帯	
こさかけいたい16	携帯	
こさかけいたい17	携帯	
こさかけいたい18	携帯	

3 アマチュア無線等

（1）アマチュア無線局

クラブ名	代表者	連絡先	電話
鹿角アマチュア無線 災害ネットワーク	駒ヶ嶺政也	鹿角市花輪字六月田54-1	22-1713

（2）タクシー業務無線

名称	所在地	電話番号	備考
豊口タクシー(資)	小坂町小坂鉱山字栗平21-1	29-2525	

第4 秋田県消防防災ヘリコプターに関する資料

1 秋田県消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、秋田県内の市町、消防の一部組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、秋田県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の応援を求めるることについて必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町等が消防防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定による応援要請は、災害発生の市町等の長が、消防防災ヘリの特性を十分に発揮することができると認められる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に秋田県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

(1) 公共性 災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。

(2) 緊急性 差し迫った必要性があること。

(3) 非代替性 消防防災ヘリによる活動が最も有効であること。

(応援要請)

第5条 応援要請は、秋田県消防防災航空隊（以下「消防防災航空隊」という。）に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害の種類

(2) 灾害発生の日時及び場所並びに災害の状況

(3) 灾害発生現場の気象状況

(4) 灾害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法

(5) 飛行現場離着陸場の所在地及び地上支援体制

(6) 応援に要する資機材の品目及び数量

(7) その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認のうえ、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生の市町等の長に通報するものとする。

(消防防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により消防防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生の市町等の消防長が行うものとする。ただし、緊急の場合は災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき消防防災航空隊の隊員が消火活動に従事する場合においては、災害発生の市町等の長から消防防災航空隊の隊員を派遣している市町等の長に対し、秋田県消防相互応援協定書（平成6年12月1日締結。以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づき応援要請があつたものとみなす。

（その他）

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、秋田県及び市町等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本18通を作成し、知事及び市町等の長が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

附 則 この協定は、平成11年4月1日から施行する。

平成11年4月1日

秋田県	知 事	寺田 典城
秋田市	市 長	石川 錬治郎
五城目町	町 長	佐藤 邦夫
鹿角広域行政組合	管理者	杉江 宗祐
大館周辺広域市町村圏組合	管理者	小畠 元
鷹巣阿仁広域市町村圏組合	管理者	北林 孝市
二ツ井町藤里町消防一部事務組合	管理者	丸岡 一直
能代地区消防一部事務組合	管理者	宮腰 洋逸
山本郡南部地区消防一部事務組合	管理者	石井 洋佑
湖東地区行政一部事務組合	管理者	北嶋 義則
男鹿地区消防一部事務組合	管理者	佐藤 一誠
河辺雄和地区消防一部事務組合	管理者	大山 博美
本荘地区消防事務組合	管理者	柳田 弘
仁賀保地区消防組合	管理者	巴 徳雄
矢島地区消防組合	管理者	佐藤 清圓
大曲仙北広域市町村圏組合	管理者	高橋 司
横手平鹿広域市町村圏組合	理事会代表理事	
湯沢雄勝広域市町村圏組合	横手市長	五十嵐忠悦
	理事会代表理事	二坂 信邦

2 秋田県消防防災航空隊出動要請書

様式 1

秋田県消防防災航空隊出動要請書

緊急直通電話

航空隊受信時間	時 分現在		F A X	
1 要 請 機 関 名	☎ 発信者			
2 災 害 種 別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 火災 (4) 災害救急 (5) その他			
3 要 請 内 容	救急 救助 空中消火 偵察 物資輸送 傷病者搬送 他 ()			
4 発 生 場 所 (発 生 時 間) (事 故 概 要) (目 標) (離 着 陸 場 所)	市・町・村 番地 年 月 日 午前・午後 時 分頃			
5 気 象 条 件 (現 場)	視程 m 天候 雲量 (高 m) 風向 風速 m/s 気温 °C (警報・注意報)			
6 現 場 指 挥 官	所属・職名・氏名			
7 通 信 手 段 (現 場)	無線種別 (全国波・県波・市町村波) 現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)			
8 傷 病 者 等	氏 名	年 齡	歳	性別 男・女
9 傷病者名・症状				
10 傷 病 者 搬 送 (着陸場所等)	出勤先 所在地 及 び 目標 (病院名)		搬送先 所在地 及 び 目標 (病院名)	
11 要 請 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分			
12 他 の 航 空 機 も 活 動 要 請	(有・無) 機関名 機数 機			

※ 以下の項目については、航空隊で出動可否を決定後に連絡します。

1 航 空 隊 指 挥 者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン		
2 到 着 予 定 時 間	年 月 日 (曜日) 時 分		
3 活 動 予 定 時 間	時間 分		
4 必 要 資 機 材			
※その他の特記事項			
航空担当者			

3 災害状況報告書

樣式 2

災害状況報告書

年 月 日

災害種別	(1) 火災 (2) 救助 (3) 救急 (4) 偵察 (5) その他				
要請者					
発生場所					
日時等	発生 (要請)	月日:	(月日:)	発生時 気象	天候 気温 °C 風速 m/s その他 ()
	収束	月日:			
		(到着時の状況)			
災害の概要		(収束時の状況・・・死者数等、焼損程度等)			
活動の概要 (数日にわたる 場合日毎の内容)					
その他特異事項					
報告者氏名				連絡先	

4 秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、「秋田県航空消防防災体制整備要綱」に基づき、秋田県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）の運用管理に関し必要な事項を定め、秋田県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

(他の法令との関係)

第2条 航空機の運用管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機等

航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。

(2) 消防防災業務

航空機を使用して行う救急活動、救助活動、火災防ぎよ活動、災害応急対策活動、その他の消防防災活動に関する業務をいう。

(3) 自隊訓練

航空隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、航空隊が独自で行う訓練をいう。

(4) 運用計画

航空隊の消防防災業務、訓練等の運営を適正かつ円滑に行うため定める計画をいう。

(5) 運航計画

航空機を効率的に運航するため、消防防災業務、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。

第2章 航空隊の任務

(隊長の任務)

第4条 消防防災航空隊長（以下「隊長」という。）は、航空隊全般の運営に当たるものとし、小隊長、副小隊長及び隊員を指揮監督して、航空消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

(小隊長の任務)

第5条 小隊長は、隊長を補佐し、副小隊長及び隊員を指揮監督して消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

2 救助小隊長及び飛行小隊長は、消防防災業務の安全かつ効果的な遂行のため相互に連携しなければならない。

(副小隊長の任務)

第6条 副小隊長は、小隊長を補佐し、隊員を指揮監督して消防防災業務の万全を期さなければならない。

(隊員の任務)

第7条 隊員は、隊長、小隊長及び副小隊長の指揮に従い、航空機の性能と災害等の状況に即応した消防防災業務に努めなければならない。

2 隊員は、消防防災業務の遂行に当たっては、十分な安全を確保するとともに関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するよう努めなければならない。

(代行)

第7条の2 隊長が不在のとき又は欠けたとき（以下「不在のとき」という。）は総合防災課長があらかじめ指定する小隊長が、隊長の職務を代行する。

第3章 運用管理

(総括責任者)

第8条 航空機の運用管理の総括は、総務部長（以下「総括責任者」という。）が行う。

(運用責任者)

第9条 航空隊の指揮監督及び航空機の運用管理に関する事務は、総合防災課長（以下「運用責任者」という。）が行う。

(消防防災指揮者)

第10条 消防防災業務に関する指揮者は、救助小隊長を充てる。

2 救助小隊長が搭乗しないときは、救助小隊長が指名する者を消防防災指揮者とする。

(運航指揮者)

第11条 航空機の飛行に関する運航指揮者は、飛行小隊長を充てる。

2 運航指揮者は、航空機の飛行について責任を負うとともに、隊員及び搭乗者に対して航空機の飛行の安全上必要な指示を行うことができる。

3 隊員及び搭乗者は、前項の指示に従い安全運航の万全を期さなければならない。

4 飛行小隊長が搭乗しないときは、飛行小隊長が指名する者を運航指揮者とする。

(航空機に搭乗する者の指定)

第12条 航空機を運航する場合には、隊長は、搭乗する航空隊員を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して責任体制を明確にしなければならない。

(運用計画)

第13条 隊長は、消防防災業務、訓練等を適正かつ円滑に行うため、運用責任者の承諾を得て、航空隊の運用計画を定めなければならない。

(運航計画等)

第14条 飛行小隊長は、運用計画に基づいて、秋田県消防防災ヘリコプタ一年間運航計画（様式第1号）・秋田県消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）及び整備計画を作成するものとする。

(運航基準)

第15条 航空機は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつその必要性が認められる場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

- ア 山村、へき地等からの救急患者の搬送
- イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送
- ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

(2) 救助活動

- ア 河川、湖沼、海岸等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助
- イ 高層建築物火災における救助
- ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助
- エ 高速道路等での事故等における救助

(3) 火災防ぎよ活動

- ア 林野火災等における空中からの消火活動
- イ 大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査

(4) 災害応急対策活動

- ア 地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握、情報収集
- イ ガス爆発、高速道路での大規模事故等の状況把握、情報収集
- ウ 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- エ 各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達

(5) 広域航空消防防災応援に関する活動

(6) 災害予防対策活動

- ア 災害危険個所等の調査
- イ 各種防災訓練等への参加
- ウ 住民への災害予防の広報

(7) 自隊訓練のための活動

(8) その他運用責任者が必要と認める活動

2 航空機の運航は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、日の出から日没までとする。

なお、夜間の救急搬送については、昼間運航時間内に出動の要請があったものに限定して実施するが、積雪期は中止とする。

4 運用責任者が特に必要と認める場合は、第2項及び第3項の規定は適用しない。

（通常運航）

第16条 前条第1項第6号から第8号までに規定する運航（以下「通常運航」という。）

は、第14条に規定する運航計画に基づき出動するものとする。

（緊急運航）

第17条 緊急運航は、次の要請等に基づき出動するものとする。

- (1) 第15条第1項第1号から第4号までに規定する活動で、市町村又は消防事務を所管する事務組合の長から要請があった場合
- (2) 応援協定に基づく要請があった場合
- (3) 消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づく消防庁長官の措置要求があった場合
- (4) 秋田県地域防災計画に基づく活動の場合
- (5) その他運用責任者が特に必要と認めた場合

2 緊急運航は、通常運航に優先する。

3 航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運用責任者は直ちに緊急運航に移行する旨を隊長に連絡し、隊長は運航指揮者に指示しなければならない。

4 緊急運航の要請があった場合には、運用責任者は総括責任者にその内容等を報告しなければならない。

5 緊急運航に関し必要な事項は、別に定める。

（緊急運航に伴う報告）

第18条 消防防災指揮者は、緊急運航を行ったときは、緊急運航報告書（様式第3号）を作成し、速やかに隊長を経て運用責任者に報告しなければならない。

（情報連絡及び報告）

第19条 運航指揮者は、航空機の搭乗中に得た重要な情報等について、隊長を経て運用責任者に報告しなければならない。

2 運航指揮者は航空機に搭乗し業務を終了したときは、運航状況等についての飛行報告書（様式第4号）を作成し、隊長を経て運用責任者に報告しなければならない。

（飛行場外離着陸場等）

第20条 運用責任者は、市町村等と協議し、消防防災業務を円滑に遂行するため、法第79条但し書の規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第81条の2に基づく緊急離着陸場の確保に努めなければならない。

2 運用責任者は、前項の飛行場外離着陸場を調査し、常にその実態把握に努めるものとする。

第4章 安全管理等

（安全管理）

第21条 総括責任者は、航空関係法令等の定めるところにより、航空事故防止対策を講じ消防防災業務の適正な執行体制を確立するとともに、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運用責任者は、消防防災業務の遂行に当たり、航空隊員の任務及び分担業務の適正な

執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期すとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

(隊長等の責務)

第22条 隊長は、消防防災業務の遂行に当たっては、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

2 救助小隊長は、消防防災業務を遂行するため隊員に対して安全教育を実施し、安全対策を講じなければならない。

3 飛行小隊長は、航空業務を遂行するため隊員に対して安全教育を実施し、安全対策を講じなければならない。

(緊急運航時の安全対策)

第23条 第17条第1項第1号に基づく出動要請による消防防災業務の遂行に当たっては、要請市町村の指揮者、消防防災指揮者及び運航指揮者は密接な連携を図り、安全確保に万全を期さなければならない。

(捜索及び救難体制の確立)

第24条 総括責任者は、航空事故が発生するおそれ、若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制、及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第25条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に万全の措置を講じ、その状況を運用責任者及び最寄りの航空局出先機関に、直ちに報告しなければならない。

2 運用責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括責任者に報告しなければならない。

(事故報告)

第26条 総括責任者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合には、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 総括責任者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第5章 教育訓練

(航空隊員等の教育訓練)

第27条 総括責任者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運用責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町村及びその他関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

(自隊訓練)

第28条 隊長は、運用計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

第6章 雜則

(記録)

第29条 隊長は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、消防防災業務に関する記録を整理しておかなければならない。

(その他)

第30条 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、平成11年4月1日より施行する。

附 則 この要綱は、平成16年4月26日より施行する。

附 則 この要綱は、平成16年11月17日より施行する。

附 則 この要綱は、平成17年5月9日より施行する。

5 秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱（以下「要綱」という。）第17条第5項の規定に基づき、消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第3 緊急運航は、原則として、要綱第15条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で次の要件を充たす場合に運航するものとする。

(1) 公共性

地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。

(2) 緊急性

緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。

(3) 非代替性

既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合等航空機以外に適切な手段がないこと。

(緊急運航の要請基準)

第4 緊急運航は、第3の要件を充たし、かつ、次に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

(1) 救急活動

ア 山村、へき地等からの救急患者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送

交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、医療器材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

エ その他、特に航空機による救急活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

ア 河川、湖沼、海岸等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助

水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

イ 高層建築物火災における救助

地上からの救助が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助

山崩れ、洪水等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

エ 高速道路等での事故における救助

航空機事故、列車事故、高速道路等での事故で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合

オ その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

(3) 火災防ぎよ活動

ア 林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では、消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合

イ 大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 交通遠隔地への消火要員の搬送及び消火資機材等の搬送

交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送及び輸送手段がない場合又は航空機による搬送及び輸送が有効と認められる場合

エ その他、特に航空機による火災防ぎよ活動が有効と認められる場合

(4) 災害応急対策活動

ア 地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握及び情報収集

地震、台風、豪雨、洪水等の自然災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

イ ガス爆発、高速道路での大規模事故等の状況把握及び情報収集

ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

ウ 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

エ 各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

オ その他、特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援に関する活動

他県等からの応援要請があり、出動する必要があると認められる場合

(6) その他運用責任者が特に必要と認めた場合

(緊急運航の要請)

第5 緊急運航の要請は、要綱に基づき、災害が発生した市町村及び消防事務を所管する事務組合（以下「市町村等」という。）の長が消防防災航空隊に対して電話等により速報後、秋田県消防防災航空隊出動要請書（様式第1号）によりファクシミリを用いて行うものとする。

(緊急運航の決定)

第6 隊長は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、出動の可否について意見を付し、速やかに運用責任者へ、この旨報告するものとする。

2 運用責任者は前項の報告を受けたときは、直ちに出動の可否について決定を行い、隊長に必要な指示をするものとする。

3 隊長は、市町村等の長に出動の可否について回答しなければならない。

4 隊長は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。

(受入れ体制)

第7 緊急運航を要請した市町村等の長は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに必要に応じ、次の受け入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資材、水利の確保
- (4) その他必要な事項
(報告等)

第8 消防防災指揮者は、緊急運航中に把握した災害の状況を、緊急活動速報（様式第2号）により、速やかに隊長を経て運用責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した市町村等の長は、災害等が収束した場合、災害状況報告書（様式第3号）により速やかに隊長に報告するものとする。

附 則 この要領は、平成11年4月1日から施行する。

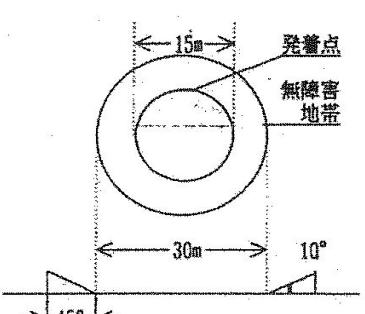
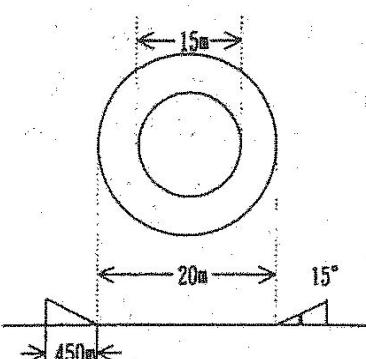
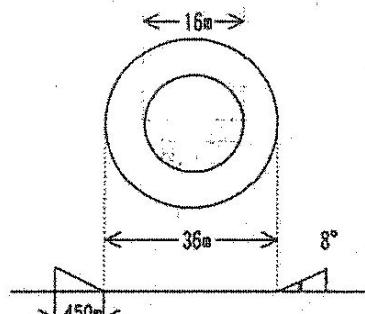
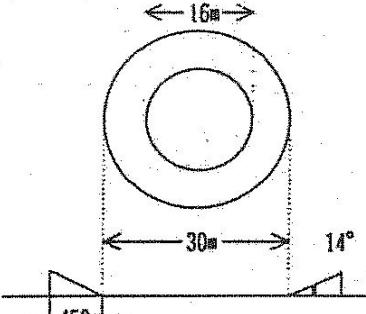
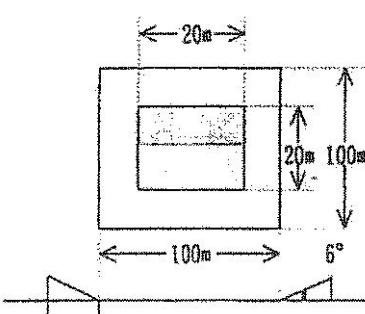
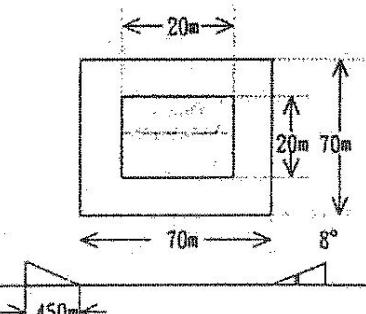
附 則 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

6 臨時ヘリポートに関する資料

(1) ヘリポートの設定基準

ア 異着陸(発着)のため必要最小限度の地積

区分／項目	標 準	応 急
小 型 (OH-6)		
中 型 (BK-117c-1) (UH-1) (UH-60J)		
大 型 (CH-47)		

(注) 発着点とは、安全・容易に設置ため準備された地点

無障害地帯とは、離着陸に障害とならない地域

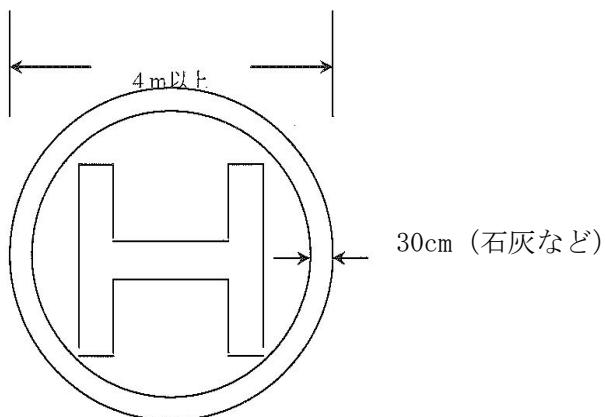
夜間については、発着場に簡易な照明必要

〈地表面〉

- (ア) 舗装された場所が最も望ましい。
- (イ) グランド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること。
(地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分に散水を行う。)
- (ウ) 草地の場合は硬質低草地であること。

イ 着陸点

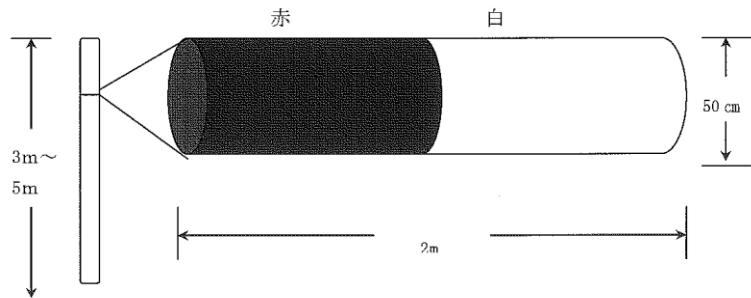
着陸点（直径30m）のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の正円を描き、中央にH記号を風と平行方向に向けて標示する。



ウ 着陸帯付近

着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所に吹き流し、または旗を立てる。

- (ア) 布製
- (イ) 風速25m/秒程度に耐えられる強度
- (ウ) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚
- (エ) 救急車など、車両の出入りの便がよい場所であること
- (オ) 電話など、通信手段の利用が可能であること



7 臨時ヘリポート設定場所

設 定 場 所	ヘリポート等の名称	施設の規 模	広 さ	消防署からの所要時間 (分)	設定区分
			幅×長さ		
小坂町小坂字砂森7-2	町営野球場	大 型	19,600 140×140	1	町

第5 災害援護に関する資料

1 災害援護資金等の貸付け

(1) 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律

(昭和48年法律第82号)

(最終改正) 平成23年8月30日法律第100号

ア 法の適用対象となる災害

○ 災害弔慰金

a 当該市町村区域内で住居の滅失（100%）した世帯数5以上の災害

b 当該都道府県区域内で災害救助法が適用された災害

c a又はbと同等と認められる特別の事情がある場合で、厚生労働大臣が認めた災害（例：昭和48.11-49.3豪雪）

○ 災害援護資金

当該都道府県区域内で災害救助法が適用された災害

イ 所得制限

災害援護資金

同一世帯における合算した市町村民税の所得割の課税標準収入

同一世帯に属する者が

1人のときは 220万円

2人のときは 430万円

3人のときは 620万円

4人のときは 730万円

5人以上は 730万円に1人増すごとに30万円を加算した額。

ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円とする。

ウ 弔慰金及び貸付金の額等

・災害弔慰金（国 2/4、県 1/4、市町村 1/4）

世帯主 500万

その他 250万

・災害援護資金（国 2/3、県 1/3）

区分	負傷のみの場合	家財が1/3以上の損害	住家の半壊	住家の全壊	住家の滅失・流失	条件
世帯主の負傷1か月（療養）以上の場合	万円 150	万円 250	万円 270	万円 350	万円 —	・10年償還（うち3年据置） ・年利無利子（据置期間含）
住居、家財に被害の場合（負傷1か月未満）		150	170	250	350	

償還方法

・年賦償還、半年賦償還、月賦償還

2 経営資金

(1) (株)日本政策金融公庫資金

被災農林漁業者等に対し、農林漁業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を(株)日本政策金融公庫が融通するものとする。

(2) 天災融資法による災害経営資金

暴風雨および豪雨等により農林漁業者等が被害を受けた場合、国、県および市町村が農協系金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資するものとする。

なお、貸付け限度、償還期限等については、天災の都度政令で指定する。

3 税の減免

(1) 国税

(ア) 所得税法の雑損控除による方法（法72条1項）

災害、盜難又は横領により資産に損害を受けた場合

次のうちいづれか多い方の金額を雑損控除額として所得金額から控除する。

- ① (損害金額-保険金等で補填される金額)-(総所得金額等の合計額×10%)
- ② 災害関連支出の金額-5万円

(イ) 災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律による方法

a 所得税の減免（法2条）

災害により住宅又は家財について、その価格の半分以上の損害を受けた者でその年の合計所得額が1,000万円以下である者に対し、次により減免を行う。

所得金額が 500万円以下の場合	全額
500万円超750万円以下	1/2
750万円超1,000万円以下	1/4

b 相続税、贈与税の免除（法4条）

相続、遺贈又は贈与により取得した財産について、申告書の提出期限後に甚大な損害を受けた者に対し、被害を受けた部分に対する税額を免除。

(2) 地 方 税

(ア) 県 税

a 個人の県民税（地方税法45条）

市町村長が個人の市町村民税を減免した場合、各市町村税条例による減免額の割合と同じ割合で減免。

b 個人の事業税（条例62条）

当該年度の前年度の事業税の最終の納期限の翌日から当該年度の最終の納期限の日までの間に災害により損害を受けた者に対し、次により減免を行う。

(a) 災害による事業用資産の損害額が、資産価格総額の3/10以上であり、かつ事業の所得金額が1,000万円以下の者。

所得金額が 500万円以下の場合	全額
500万円超 750万円以下	1/2
750万円超 1,000万円以下	1/4

(b) 自己又は控除対象配偶者もしくは扶養親族の所有する住宅又は家財の損害額が、資産価格総額の3/10以上であり、かつ合計所得金額が1,000万円以下の者。

所得金額が 400万円以下の場合	1/2
400万円超 1,000万円以下	1/4

- c 不動産取得税（条例79条）
 - (a) 災害により滅失又は損壊した不動産に代わる不動産を取得する場合、滅失又は損壊した不動産の価格に税率を乗じて得た額を限度に、滅失又は損壊の日から3年以内に取得した者に限り減免。
 - (b) 取得した不動産が、その取得の日から1年以内に災害により滅失又は損壊した場合、その不動産の取得に対し減免。
 - d 自動車税（条例135条）
 - 災害により損害を受け、その修繕に要する費用額が自動車税の年額を超える場合次により減免。

修繕費が 自動車税の2倍を超える場合	1/2
〃 2倍以下の場合	1/4
- (イ) 市町村税
- 地方税法に基づき市町村条例の規定により減免。
- a 個人の市町村民税 (法323条)
 - b 固定資産税 (法367条)
 - c 国民健康保険税 (法717条)

4 災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月25日

条例第29号

改正 昭和50年7月15日条例第35号

昭和51年12月28日条例第23号

昭和62年12月21日条例第16号

平成5年6月21日条例第21号

平成23年9月12日条例第26号

令和元年11月29日条例第30号

令和7年3月7日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び、同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 町民 災害により被害を受けた当時、小坂町の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害(第5条から第7条まで及び第8条の2において「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、

次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。)に対して災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第8条の3に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第8条の2 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第8条の3 障害者1人当りの災害障害見舞金の額は当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第8条の4 第7条及び第8条の規定は災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第9条 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第10条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
- イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
- ウ 住居が半壊した場合 270万円
- エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
- イ 住居が半壊した場合 170万円
- ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円
- エ 住居の全体が損壊し、若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 350万円

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利率及び保証人)

第11条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き無利子とする。

- 2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。
- 3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けたものと連帶して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第12条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 偿還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者はいつでも繰上償還をすることができる。
- 3 偿還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(小坂町災害弔慰金等支給審査委員会)

第13条 町長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、小坂町災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員は、医学又は法律学に関して優れた識見を有する者及びその他町長が適當と認める者のうちから、町長が委嘱する。

- 4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和50年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和62年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した町民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(令和元年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

5 災害弔慰金の支給等に関する規則

昭和49年6月25日

規則第8号

改正 昭和63年5月13日規則第6号

平成13年10月1日規則第30号

令和元年11月29日規則第11号

令和4年4月1日規則第8号

令和7年3月7日規則第7号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年小坂町条例第29号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続き)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、小坂町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第4条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第1号)を町長に提出しなけ

ればならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込みにあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認める書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第5条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第6条 町長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第2号)を借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して資金を貸付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第7条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに保証人の連署した借用書(様式第4号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第8条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第9条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第10条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第11条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払いの猶予を認める旨を決定したときは、支払いを猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第7号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払いの猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第12条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第9号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払いを免除した期間及び支払いを免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第10号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第11号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第13条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

- (1) 借受人の死亡を証する書類
- (2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第13号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第14条 町長は、償還金を納付期限までに納付しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第15条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人はすみやかに、その旨を町長に氏名等変更届(様式第15号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代つてその旨を届け出るものとする。

(委員長及び副委員長)

第16条 条例第13条第1項に規定する委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長をそれぞれ1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第17条 委員会は、委員長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、委員長を選挙する委員会は、町長がこれを招集する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、委員会の決議があったときは、当該事案に係る調査審議に参加することができない。

(調査審議手続の非公開)

第18条 委員会が行う調査審議の手続は、公開しない。

(意見の聴取等)

第19条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員長への委任)

第20条 第16条から前条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害援護資金の貸付けの手続きについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和63年規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則(平成13年規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、町長が認めるものに限り、当分の間これを使用することができます。

附 則(令和7年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

6 小坂町災害見舞金給付要綱

昭和50年2月3日

改正 昭和51年6月29日

昭和56年2月10日

平成5年5月1日

(目的)

第1条 この要綱は、火災、暴風、豪雨、豪雪、地震、その他異常な自然現象による災害(以下「災害」という。)により被害を受けたり災者に対し見舞金の給付を行い、その自立更生を助長することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱による見舞金の給付対象は、次のとおりとする。

- (1) 災害により死者又は行方不明者がでた場合は、その者の世帯
- (2) 火災により住家を全焼又は半焼した世帯
- (3) 火災以外の災害により住家を全壊、流失又は半壊した世帯
- (4) 床上浸水により住家に被害を受けた世帯
- (5) 前各号に掲げるもののほか町長が特に必要と認めたもの

(見舞金の額)

第3条 見舞金の限度額は、次の表の左欄に掲げる災害の程度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる額とする。

死者又は行方不明者の場合	一世帯につき 20万円
全焼、全壊、流失の場合	〃 10万円
半焼、半壊の場合	〃 5万円
床上浸水の場合	〃 3万円

2 一災害について2以上の事由に該当する場合における見舞金の限度額は、その額の多い場合の事由に該当するものとし、重複給付は行わない。

(給付方法)

第4条 町長は、災害により見舞金給付の対象となる災世帯が発生した場合は、すみやかに見舞金を災世帯に交付するものとする。

(適用除外)

第5条 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和49年小坂町条例第29号)の規定に該当する災害は、この要綱の災害に適用しない。

2 災等の世帯が、避難場所に町営住宅、教員住宅以外の住宅を選択された場合は、住宅料の減免措置は適用されない。

附 則

この要綱は、昭和50年1月1日から適用する。

附 則(昭和51年6月29日)

この要綱は、昭和51年6月29日から適用する。

附 則(昭和56年2月10日)

この要綱は、昭和56年2月10日から適用する。

附 則(平成5年5月1日)

この要綱は、平成5年5月1日から適用する。

7 災害弔慰金関係様式（様式第1号～第15号）

様式第1号（規則第4号関係）

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号	
被災日時	年 月 日 時 分			災害名			
被害の種類	1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害			被害場所			
				いつまでに返せますか	年 月 (回)		
返す方法	1 年賦 2 半年賦			男・女			
借入申込者					大正 昭和 年 月 日生 (歳)		
氏名				郵便番号	電話番号		
フリガナ				〒			
現住所	秋田県鹿角郡小坂町						
本籍				勤務先の名称と所在地			
職業							
世帯の状況と収入	世帯名	世帯主との続柄	年齢	健否	職業	収入(月収)	勤務先・学校名
		収入合計 円			支出合計 円		
資産の状況	土地	(1) 住宅 m^2	(2) 田畠 m^2	(3) 山林 m^2			
	住居の状況	(1) 自家	(2) 借家	(3) 借間	(4) 同居		
	建物	(1) 自宅 m^2	(2) その他	m^2			
	生活保護	年 月 日より受給(生住教医)					
	負債	(内容) (金額) 円					
連保帯証保人書く	氏名			男・女			
	現住所			本籍地			
	職業	月収	円	申込者関係		家族数	人
	資産	土地 (1) 住宅 m^2	田畠 (2) 田畠 m^2	山林 (3) 山林 m^2			
	建物	(1) 自宅 m^2	(2) その他	m^2			
	勤務先						
所在地							
連絡先	(電話番号)						
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況					(有・無) (状況)		
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無					(有・無) (状況)		
資金の使途	資金の使い方総額 円		資金の内訳		合計 円		
	に 円		災害援護資金で		円		
	に 円		手持資金で		円		
	に 円		その他 () で		円		
	に 円						
	に 円						

		被災時の具体的状況				負傷	全治	ヶ月	
			住居の被害	(1) 全壊	(2) 半壊				
被 害 の 状 況	家 財 の 被 害	品 名	現在購入に要する費用	被 害 額	品 名	現在購入に要する費用	被 害 額		
		和だんす			婦人用腕時計				
		整理だんす			畳(畳中で 畳が被害)				
		洋服だんす							
		鏡台			障子				
		腰掛机			ふすま				
		本箱・本だな							
		食器・戸だな			小 計				
		食卓・茶ぶ台							
		げた箱			その他被害のあった家財				
		照明器具							
		じゅうたん			品 名	現在購入に要する費用	被 害 額		
		扇風気							
		石油ストーブ							
		電気やぐらこた つ							
		電気冷蔵庫							
		電気・ガス炊飯器							
		電気洗濯機							
		電気掃除機							
		ミシン							
		電気アイロン							
		自転車							
		テレビ							
		ラジオ							
		柱時計							
		目覚し時計				小 計			
		紳士用腕時計				合 計			
上記のとおり災害援護資金を借り入れたく申し込みます。									
年　月　日									
借入申込者									
上記の借入れに対し、連帶して債務を負担します									
年　月　日									
連帯保証人									
小坂町長									
殿									

様式第2号（規則第6条第1項関係）

第 号

年 月 日

小坂町長

様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申し込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号	第	号	年	月	日から	年	月	日まで
貸付金額		円						
据置期間								
償還期間								
償還方法	年	賦	半	年	賦	年	月	日まで
利子	無利子							

資金をお渡しする日と手続きについて

1 貸付金交付金 年 月 日

2 場所

3 御持参なさるもの

(1) この通知書

(2) 同封の借用書

(3) あなたの印鑑

(4) あなたと保証人の印鑑証明書 各1通

保証人氏名

様式第3号（規則第6条第2項関係）

第 号

年 月 日

小坂町長

様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申し込みになりました災害援護資金は次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

(不承認の理由)

様式第4号（規則第7条関係）

貸付決定番号 号

災 害 援 護 資 金 借 用 書

借用金額	円
利子	無利子
据置期間	年 月 日から
償還期間	年 月 日から
償還方法	年賦 半年賦 月賦

上記のとおり借用いたします。

については、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所

借受人氏名 印

住 所

保証人氏名 印

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人 住 所

氏 名

小坂町長 様

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

繰上償還をする金額

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借受人住所

氏名

連帯保証人住所

氏名

小坂町長 様

申請の理由 (具体的に)				
貸付の条件	借入金額	円	貸付番号	
	据置期間	1 3年	希望猶予 期間等	カ月 ただし 年 月 日 第 回償還以降
		2 5年		
	償還方法	1 年賦 2 半年賦 3 月賦		
償還期間	年 月 日から	変更後の 償還期間	年 月 日から	
	年 月 日まで		年 月 日まで	
支払猶予期間 の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

様式第7号（規則第11条第2項関係）

第 号

年 月 日

小坂町長

様

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日 申出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認と
なったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間 年 月 日から 力月

変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第8号（規則第11条第3項関係）

第 号

年 月 日

小坂町長

様

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日 申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。

(不承認の理由)

様式第9号（規則第12条第1項関係）

違約金支払免除申請書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

貸受人 住所

氏名

連帯保証人 住所

氏名

小坂町長 様

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額			円		
内 容	回 数	期 別	元 金	利 子	申請日までの 違 約 金
	年 月 期				
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第10号（規則第12条第2項関係）

第 号

年 月 日

小坂町長

様

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円
に係る 年 月 日における違約金 円の支払を免除いたします。

様式第11号（規則第12条第3項関係）

第 号

年 月 日

小坂町長

殿

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金
(元利合計 円) に係る違約金は平成 年 月 日
現在 円となっておりますので至急償還を願います。

様式第12号（規則第13条第1項関係）

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
貸受人氏名	貸付を受けた日	年 月 日	貸付金額 円		
償還方法	年賦・半年賦・月賦	償還期限	年 月 日 債還金額 円		
免除申請額	円（償還未済額の全部・一部で 円）				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ	男・女	大正 昭和 年 月 日 生 平成 令和		
	氏名				
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係			職業	
	勤務先及び所在地				
借受人又はその相続人	フリガナ	男・女	大正 昭和 年 月 日 生 平成 令和		
	氏名				
	現住所				
	借受人との関係			職業	
	勤務先及び所在地				
保証人	フリガナ	男・女	大正 昭和 年 月 日 生 平成 令和		
	氏名				
	現住所				
	借受人との関係			職業	
	勤務先及び所在地				
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。					
年 月 日					
免除申請者					
小坂町長		殿			

様式第13号（規則第13条第3項関係）

第 号

年 月 日

小坂町長

様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり
行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円
償還を免除した額	元 金	円
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額		
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき
年利5パーセントの率で違約金がさらに加算されます。

様式第14号（規則第13条第4項関係）

第 号

年 月 日

小坂町長

様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年5パーセントの率で違約金がさらに加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

様式第15号（規則第15条関係）

氏名等変更届

貸付番号			
借受人	氏名	住所	
連帯保証人	氏名	住所	
○で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他	(異動内容)		
<p>災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動しましたのでお届けいたします。</p>			
年 月 日			
借受人（又は同居の親族） 住 所			
氏 名			
連帯保証人 住 所			
氏 名			
小坂町長 様			

第6 救急医療に関する資料

1 医療機関一覧

(1) 救急医療機関

施設名	所在地	電話番号	病床数	告示年月日
かづの厚生病院	鹿角市花輪字向畑18	0186-23-2111	119	42. 8. 8
秋田労災病院	大館市軽井沢字下岱30	0186-52-3131	194	60. 8. 16
大館市立総合病院	大館市豊町3-1	0186-42-5370	375	46. 1. 1

(2) 病院等

施設名	所在地	電話番号	病床数	備考
秋田労災病院	大館市軽井沢字下岱30	0186-52-3131	194	
大館市立総合病院	大館市豊町3-1	0186-42-5370	443	
大館記念病院	大館市御成町3-2-3	0186-42-2305	98	
今井病院	大館市片山町3-12-30	0186-42-5858	114	
東台病院	大館市柄沢字稻荷山下69	0186-42-5121	150	
大館市立扇田病院	比内町扇田字本道端7-1	0186-55-1255	104	
かづの厚生病院	鹿角市花輪字向畑18	0186-23-2111	199	
鹿角中央病院	鹿角市花輪字六月田97	0186-23-4131	44	
大湯リハビリ温泉病院	鹿角市十和田大湯字湯ノ岱16-2	0186-37-3511	109	
小坂町診療所	小坂町小坂鉱山字栗平25-1	0186-29-5500	0	

2 消防機関が保有する救急車及び救急隊員

(令和6年4月1日現在)

消防機関名	救急自動車数	消防職員数（兼任）	備考
小坂分署	1	1 5	高規格救急車1台
十和田分署	1	1 5	高規格救急車1台
消防署	2	3 5	高規格救急車2台

第7 交通輸送に関する資料

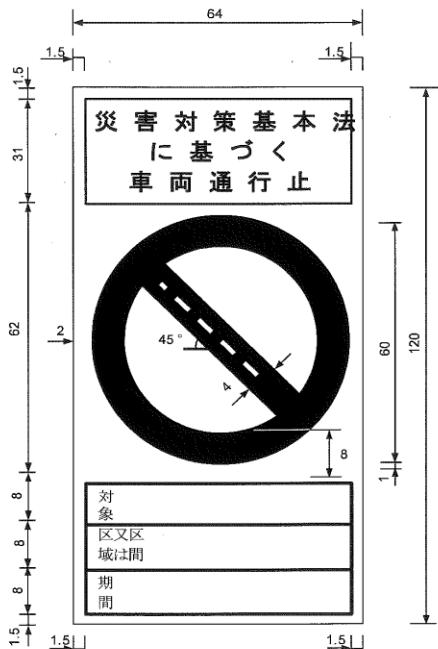
1 町が保有する車両及び建設機械

(令和6年4月1日現在)

課 所 名	乗 用 車	軽 車 両	軽 ト ラ	ダ ト ン ラ プ ッ ク	バ ス	重 機	消 防 車 輛	計	備 考
総務課	4	3	1	1	2			1 1	
福祉課	1	3						4	
町民課	2					1		3	
町民課（消防関係）	1						1 7	1 8	
建設課	2	1		1		9		1 3	
観光産業課	2							2	
教育委員会	1	1			1			3	
計	1 3	8	1	2	3	1 0	1 7	5 4	

2 通行の禁止又は制限についての標識

災害対策基本法施行規則別記様式第2（第5条関係）



備考 1 色彩は、文字・縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

3 緊急通行車両の確認事務処理（秋田県）

災害対策基本法第76条及び同法施行令第33条に基づいて、知事が行う緊急輸送車両の確認事務処理は次によって行うものとする。

（1）緊急輸送車両の意義

緊急通行車両とは、当該車両の使用者の申出により、知事又は公安委員会が災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急処置を実施するため必要であると確認した車両である。

（2）確認対象車両

災害応急対策のため、災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両として確認する車両は、次の各号のいずれかに該当する業務に従事する車両である。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの。
- イ 消防・水防、その他応急措置に関するもの。
- ウ 被災者の救難・救助、その他の保護に関するもの。
- エ 被害を受けた児童及び生徒の応急教育に関するもの。
- オ 施設及び設備の応急復旧に関するもの。
- カ 清掃・防疫、その他保健衛生に関するもの。
- キ 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に関するもの。
- ク 前各号に掲げるものの他、災害の発生の防止、又は拡大防止のための措置に関するもの。

（3）緊急通行車両の確認

緊急通行の確認は、県知事及び公安委員会が行うことになっているが、県における確認は次のとおりである。

- ア 県有の車両及び借上げ車両の確認は総合防災課が行う。
上記車両のうち、災害応急対策に使用することが予め決定しているものについては使用者の申出により事前に確認することができる。
- イ 上記（1）以外の緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により警察本部及び各警察署が行う。

（4）確認事務処理

ア 申請受理

緊急通行車両の申出は別紙様式1「緊急通行車両確認申請書」により受理するがその場で申請内容を慎重に審査して確認し、別紙様式4「緊急通行車両確認申請受理簿」に記載し、その処理経過を明らかにすること。

イ 確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両の確認を行ったときは当該車両の使用者に対し、別紙様式2「緊急通行車両確認証明書」及び別紙様式3「緊急車両の標章」を交付すること。

ウ 報告

確認証明書及び標章を交付したときは、その都度確認申請受理簿の様式により県知事（総合防災課危機管理・防災支援班）に報告すること。

（5）留意すべき事項

確認証明書、標章等関係書類は担当者を定めて管理保管し、いつでも申請を受理できるようにしておくこと。

また、保管には十分留意し紛失などの内容にすること。

4 緊急通行に関する様式（第1号から第4号）

（様式1）

年 月 日

秋田県知事
殿
秋田県公安委員会

申請者住所

氏 名

企業の名称

緊急通行車両確認申請書

次のとおり緊急通行を行いたいので確認のうえ証明書を交付してください。

車両番号			
輸送人員 又は品名			
使用者の 住所・氏名			
搬送日時	月 日 出発	月 日	時到着予定
輸送経路	出発地	主要経由地	目的地

(様式2)

第 号

年 月 日

緊急輸送車両確認証明書

秋田県知事 印

秋田県公安委員会 印

番号標に標示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所		
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

(様式 3)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期間」、「年」、「月」および「日」文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(様式4)

緊急輸送車両確認申請受理簿

第8 災害応援・派遣に関する資料

1 公共機関との災害協定書

(1) 災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、秋田県内において大規模な災害が発生した場合等において、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では被災者の救援等が十分に実施できない場合に、秋田県（以下「県」という。）及び市町村相互の応援による応急活動等を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づく応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料、生活必需品等の備蓄物資の提供
- (2) 避難所の開設及び避難者の受け入れ
- (3) 廃棄物処理や火葬の実施等の応急活動に必要な施設や資機材の提供
- (4) 応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災市町村から特に要請のあったもの

(応援の要請)

第3条 被災市町村は、当該市町村の地域にかかる災害が発生した場合等において、応急活動等を実施するため必要があるときは、県に対して応援を要請することができる。

2 前項の規定による要請をしようとする被災市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 要請する応援の内容

- ア 前条第1号に掲げる応援の場合は、物資の品目、数量、搬入先等
- イ 前条第2号に掲げる応援の場合は、避難者数、避難期間等
- ウ 前条第3号に掲げる応援の場合は、応急活動の種類、数量、期間等
- エ 前条第4号に掲げる応援の場合は、職種、人数、活動内容、派遣期間等

(3) 前2号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項の規定にかかわらず、応援要請市町村は、県に要請するいとまがないときは、他の市町村に直接要請できるものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

(要請を受けた県及び市町村の役割)

第4条 県は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、速やかに他の市町村に応援の要請を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた市町村は、応援が可能な場合には、その内容を速やかに県に報告するものとする。

3 前項の規定による報告を受けた県は、速やかに応援内容を調整し、その結果を前項の規定により報告した市町村及び応援要請市町村に通知するものとする。

4 前条第3項の規定による要請又は前項の規定による調整により応援を行う市町村は、直ちに応援を実施するものとする。

5 前4項の規定にかかわらず、県は、前条第2項の規定による要請の内容を踏まえ、県自ら実施することが適当と判断した場合には、直ちに応援を実施するものとし、その内容を応援要請市町村に通知するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町村は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ、被災市町村が第3条第2項の規定による要請を行うことができない状況にあると判断した場合には、自主的に応援を実施することができるものとし、この場合には、同項の規定による要請があつたものとみなす。

2 前項の規定による応援を実施した市町村は、その内容を事後速やかに県に報告するものとする。

(要請等の手段)

第6条 第3条から前条までの規定による要請等は、電話等により行うことができるものとし、事後速やかに、次表に定める区分に従い、当該各号に規定する様式による文書を送付するものとする。

区分	様式
第3条第2項及び第3項に規定する応援要請	第1号
第3条第3項に規定する直接応援要請の報告	第2号
第4条第1項に規定する応援要請の通知	第3号
第4条第2項に規定する応援内容の報告	第4号
第4条第3項及び第5項に規定する応援実施の通知	第5号
第5条第2項に規定する自主応援の報告	第6号

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令の規定により国又は県が負担する部分を除き、応援要請市町村の負担とする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、県及び市町村がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書26通を作成し、県及び各市町村が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年1月20日

秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹敬久
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市長 穂積志
能代市上町1番3号
能代市長 齊藤滋宣
横手市条里一丁目1番1号
横手市長 五十嵐忠悦
大館市字中城20番地
大館市長 小畠元
男鹿市船川港船川字泉台66番地1
男鹿市長 渡部幸男
湯沢市佐竹町1番1号
湯沢市長 齊藤光喜
鹿角市花輪字荒田4番地1
鹿角市長 児玉一
由利本荘市尾崎17番地
由利本荘市長 長谷部誠
潟上市天王字上江川47番地100
潟上市長 石川光男
大仙市大曲花園町1番1号
大仙市長 栗林次美

北秋田市花園町19番1号
北秋田市長 津 谷 永 光
にかほ市象潟町字浜ノ田1番地
にかほ市長 横 山 忠 長
仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地
仙北市長 門 脇 光 浩
小坂町小坂鉱山字尾樽部37番地2
小坂町長 細 越 満
上小阿仁村小沢田字向川原118番地
上小阿仁村長 中 田 吉 穂
藤里町藤琴字藤琴8番地
藤里町長 佐々木 文 明
三種町鶴川字岩谷子8番地
三種町長 三 浦 正 隆
八峰町峰浜目名潟字目長田118番地
八峰町長 加 藤 和 夫
五城目町西磯ノ目1丁目1番地1
五城目町長 渡 邊 彦兵衛
八郎潟町字大道80番地
八郎潟町長 畠 山 菊 夫
井川町北川尻字海老沢樋ノ口78番地1
井川町長 齋 藤 正 寧
大潟村字中央1番地1
大潟村長 高 橋 浩 人
美郷町土崎字上野乙170番地10
美郷町長 松 田 知 己
羽後町西馬音内字中野177番地
羽後町長 大 江 尚 征
東成瀬村田子内字仙人下30番地1
東成瀬村長 佐々木 哲 男

(様式第1号)

号
年 月 日

秋田県知事〇〇 〇〇

(又は市町村長)

(市町村長) 〇〇 〇〇 印

災害応急活動等の応援要請書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり応援を要請します。

1 被害状況

2 要請内容

3 その他参考となる事項

(様式第2号)

号
年 月 日

秋田県知事〇〇 〇〇

(市町村長) 〇〇 〇〇 印

災害応急活動等の直接応援要請報告書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり直接応援要請したので報告します。

1 被害状況

2 要請先市町村

3 要請内容

別紙のとおり

4 その他参考となる事項

(様式第3号)

号
年 月 日

(市町村長) ○○ ○○ 様

秋田県知事○○ ○○ 印

災害応急活動等の応援要請通知書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり応援要請があつたので通知します。

ついては、応援が可能な場合には、その内容を速やかに報告してください。

1 要請市町村

2 要請内容

別紙のとおり

3 その他参考となる事項

(様式第4号)

号
年 月 日

秋田県知事〇〇 〇〇

(市町村長) 〇〇 〇〇 印

災害応急活動等の応援内容報告書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づく応援要請について、本市（町村）が可能な応援内容を次のとおり報告します。

1 要請市町村

2 本市（町村）が可能な応援内容

3 その他参考となる事項

(様式第5号)

号
年 月 日

(市町村長) ○○ ○○ 様

秋田県知事○○ ○○ 印

災害応急活動等の応援（調整）通知書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり応援することとした（調整した）ので通知します。

1 応援自治体

2 応援内容

3 その他参考となる事項

(様式第6号)

号
年 月 日

秋田県知事〇〇 〇〇

(市町村長) 〇〇 〇〇 印

災害応急活動等の自主応援報告書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり
自主応援したので報告します。

1 応援先市町村

2 応援内容

3 その他参考となる事項

(2) 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、小坂町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に關し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換は、次のとおりとする。

- 一 小坂町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 小坂町災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成22年11月16日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号
国土交通省 東北整備局長 青山 俊行

乙 鹿角郡小坂町小坂鉱山字尾樽部37-2
小坂町長 細越満

（3）災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

秋田県（以下「甲1」という。）、秋田市（以下「甲2」という。）、能代市（以下「甲3」という。）、横手市（以下「甲4」という。）、大館市（以下「甲5」という。）、男鹿市（以下「甲6」という。）、湯沢市（以下「甲7」という。）、鹿角市（以下「甲8」という。）、由利本荘市（以下「甲9」という。）、潟上市（以下「甲10」という。）、大仙市（以下「甲11」という。）、北秋田市（以下「甲12」という。）、にかほ市（以下「甲13」という。）、仙北市（以下「甲14」という。）、小坂町（以下「甲15」という。）、上小阿仁村（以下「甲16」という。）、三種町（以下「甲18」という。）、八峰町（以下「甲19」という。）、五城目町（以下「甲20」という。）、八郎潟町（以下「甲21」という。）、井川町（以下「甲22」という。）、大潟村（以下「甲23」という。）、美郷町（以下「甲24」という。）及び羽後町（以下「甲25」という。）（以下甲1から甲25までを総称して「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道の管渠、マンホール等の施設（以下「下水道管路施設」という。）が地震等の災害により被災したときに行う乙の復旧支援協力に關し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に關して基本的な事項を定めることにより、円滑な復旧支援の実施を図り、災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、次に掲げるものとする。

- (1) 地震、津波、豪雨、洪水、その他の異常な自然現象による災害
- (2) その他甲と乙の協議により定めるもの

（復旧支援の内容）

第3条 乙が行う復旧支援は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況の調査
- (2) 応急復旧のために必要な業務
- (3) その他甲と乙の協議により定めるもの

（復旧支援の要請）

第4条 甲の乙に対する復旧支援の要請は、甲が自ら又は第10条に規定する甲の事務局を介して次条に定める方法により第10条に規定する乙の事務局を通じて行うものとする。

（要請の方法）

第5条 甲は、乙に対し災害により被災した下水道管路施設の復旧支援を要請するときは、支援内容等を記した文書をもってするものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができないときは、口頭又は電話によるものとする。

2 前項ただし書きの場合においては、事後において、速やかに同項本文に規定する文書を提出するものとする。

（復旧支援の実施）

第6条 乙は、第4条の規定による復旧支援の要請を受けたときは、乙の人員等に応じ可能な範囲において、復旧支援を行うものとする。

(個人情報等の保護)

第7条 乙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(復旧支援の終了報告)

第8条 乙は、甲の要請により行った復旧支援の業務が終了したときは、速やかに甲及び第10条に規定する甲の事務局に対し文書をもって報告を行うものとする。

(広域被災)

第9条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合には、乙は、下水道対策本部による活動を優先する。

(事務局)

第10条 甲及び乙の復旧支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、秋田県建設部下水道課とする。
- (2) 乙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部秋田県部会とする。

(復旧支援に要する費用)

第11条 第3条に規定する復旧支援に係る費用は、被災した甲1から甲25までの個々による負担とし、それぞれが個別に乙と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の1か月前までに甲乙双方から変更又は解除の申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

2 乙はこの協定の期間が更新された場合は、4月1日現在における協力会社、提供可能な車両等の機器及び人員等について、4月30日までに甲の事務局に文書で報告するものとし、甲の事務局は、甲1から甲25までに対し、文書で通知するものとする。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定める。この協定に定めのある事項について疑義が生じたときも、また同様とする。

2 甲又は乙がこの協定に違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への文書による通告をもってこの協定を廃止することができる。

この協定を証するため、本書26通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月16日

甲1 秋田県秋田市山王4-1-1

秋田県知事 佐竹敬久

- 甲 2 秋田県秋田市川尻みよし町 14-8
秋田市上下水道事業管理者
高 橋 洋 樹
- 甲 3 秋田県能代市上町 1-3
能代市下水道事業
能代市長 齊 藤 滋 宣
- 甲 4 秋田県横手市中央町 8-2
横手市長 高 橋 大
- 甲 5 秋田県大館市字中城 20
大館市長 福 原 淳 嗣
- 甲 6 秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66-1
男鹿市長 渡 部 幸 男
- 甲 7 秋田県湯沢市佐竹町 1-1
湯沢市長 齊 藤 光 喜
- 甲 8 秋田県鹿角市花輪字荒田 4-1
鹿角市長 児 玉 一
- 甲 9 秋田県由利本荘市尾崎 17
由利本荘市長 長谷部 誠
- 甲 10 秋田県潟上市天王字棒沼台 226-1
潟上市長 石 川 光 男
- 甲 11 秋田県大仙市大曲花園町 1-1
大仙市長職務代理者
大仙市副市長 久 米 正 雄

- 甲12 秋田県北秋田市花園町19-1
北秋田市長 津 谷 永 光
- 甲13 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1
にかほ市長 横 山 忠 長
- 甲14 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30
仙北市長 門 脇 光 浩
- 甲15 秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41-1
小坂町長 細 越 満
- 甲16 秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118
上小阿仁村長 小 林 悅 次
- 甲17 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8
藤里町長 佐々木 文 明
- 甲18 秋田県山本郡三種町鶴川字岩谷子8
三種町長 三 浦 正 隆
- 甲19 秋田県山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田118
八峰町長 加 藤 和 夫
- 甲20 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1-1-1
五城目町長 渡 邊 彦兵衛
- 甲21 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道80
八郎潟町長 畠 山 菊 夫

甲22 秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口 78-1

井川町長 齋藤多聞

甲23 秋田県南秋田郡大潟村字中央 1-1

大潟村長 高橋浩人

甲24 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙 170-10

美郷町長 松田智己

甲25 秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野 177

羽後町長 安藤 豊

乙 東京都千代田区岩本町 2-5-11

公益社団法人
日本下水管路管理業協会
会長 長谷川 健司

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

- 第1 この実施細目は、災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定（以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。
- 2 協定に基づく復旧支援の円滑な執行を確保するため、公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「管路協」という。）から発行されている下水道管路施設災害復旧支援マニュアル（以下「復旧支援マニュアル」という。）を参考とするものとする。

(復旧支援の対象施設)

- 第2 協定による復旧支援は、秋田県内の下水道施設の復旧支援を主とするが、集落排水施設等下水道類似施設の管路施設、水路等の施設が地震等の災害で被害を受け、被災した秋田県及び県内市町村（以下「被災自治体」という。）から復旧支援の要請を管路協が受けた場合は、協定に準じて適用することができるものとする。

(復旧支援の内容)

- 第3 管路協が協定により主として携わる復旧支援の内容は、次のとおりとする。ただし、被災自治体から他業務についても支援要請を受けた場合は、両者協議の上、実施するものとする。（復旧支援マニュアル参照）
 - (1) 緊急調査：地上から下水道施設の被災状況を把握し、大きな機能支障や二次災害の原因となる被害を発見するために行う調査。
 - (2) 緊急措置：大きな二次災害につながる危険性が認められる被害箇所に対し、道路利用者、周辺住民及び周辺施設の安全確保を図るため緊急に行う措置。
 - (3) 応急復旧工事：緊急調査又は一次調査の結果により構造的な被害の程度、機能的な被害の程度、周辺施設に与える影響の程度に応じ、本復旧が完了するまでの短期間に、災害査定を待たずに、被災した下水道施設の暫定機能を確保するために行う応急工事。
 - (4) 一次調査：本復旧の必要性を判断し、対応方針を決定するための情報収集を目的として行う調査。
 - (5) 二時調査：本復旧工事が必要な箇所及びその施工法等の判断、災害査定資料の作成を目的とし、流下能力や異状原因の構造的障害の程度を詳細に把握するために行う調査。
- 2 復旧支援による調査結果は災害査定の際の判断資料となることから、手戻り作業等が生じないよう、管路協は被災自治体の指示に従うものとする。特に、被災自治体から他の民間コンサルタント等が、当該調査に関連する別途業務を受託している場合は、報告書の作成に際し調整が必要になることに留意するものとする。

(甲の事務局を介して行う復旧支援の要請)

- 第4 被災自治体の下水道管理者は、協定第2条に規定する災害発生時において、協定第3条に規定する復旧支援の実施が必要と判断した場合は、協定第4条、第5条及び第10条の規定により、被災自治体の復旧支援要請窓口（甲の事務局）である秋田県建設部下水道課の課長（以下「下水道課長」という。）に対し、災害の状況、支援活動日時、支援場所及び必要とする支援活動内容等を明示した文書（様式第1）により要請することができるものとする。
- 2 前項の規定に基づき被災自治体の下水道管理者から要請を受けた下水道課長は、管路協の窓口（乙の事務局）である公益社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部秋田県部会長（以下「秋田県部会長」という。）に対し、文書（様式第2）により速やかに復旧支援を要請するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、事態が急迫して文書による復旧支援要請をすることができない場合等においては、口頭又は電話等による復旧支援要請をすることができるも

のとし、その後速やかに文書（様式第2）を提出するものとする。

（被災自治体が自ら行う復旧支援の要請）

- 第5 被災自治体の下水道管理者は、協定第2条に規定する災害発生時において、協定第3条に規定する復旧支援の実施が必要と判断した場合は、協定第4条、第5条及び第10条の規定により、自ら秋田県部会長に対し、災害の状況、支援活動日時、支援場所及び必要とする支援活動内容等を明示した文書（様式第3）により要請することができるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、事態が急迫して文書による復旧支援要請をすることができない場合等においては、口頭又は電話等による復旧支援要請をすることができるものとし、その後速やかに文書（様式第3）を提出するものとする。
- 3 被災自治体の下水道管理者が前2項の規定により要請したときは、下水道課長に対し、要請の内容を文書（様式第4）により報告するものとする。なお、前項に規定する場合等においては、その後速やかに文書（様式第4）による報告を行うものとする。

（復旧支援に要する費用）

- 第6 被災自治体は、第3の1項の規定に基づく復旧支援の業務を管路協に要請したときは、遅滞なく管路協と委託契約を締結するものとする。
- 2 前項の費用については、被災自治体と管路協の両者協議の上、業務終了後、被災自治体が支払うものとする。

（労災及び損害補償等）

- 第7 被災自治体の要請に基づき、管路協が実施する復旧支援活動において、管路協の協会員及びその従業員に負傷、疾病又は死亡等が発生した場合は、管路協の協会員の労災保険により補償するものとする。
- 2 被災自治体の要請に基づき、管路協が実施する被災自治体と管路協の両者協議の上、業務終了後、被災自治体及び管路協の両者協議の上、対処するものとする。
- 3 復旧支援活動先で宿泊が必要な場合は、原則として、派遣される管路協の協会員が自ら宿泊先を確保するものとする。

（復旧支援終了報告の内容）

- 第8 協定第8条の規定による乙の復旧支援終了報告は、次に掲げる事項を明らかにした文書により行うものとする。
- (1) 出動場所及び出動時間
(2) 出動人員
(3) 使用した資機材
(4) その他必要な事項

（連絡窓口）

- 第9 この実施細目に基づく業務に関する連絡窓口は、別表のとおりとする。

（附則）

- この実施細目は、平成29年3月16日から施行する。

様式第1 (実施細目第4関係)

第
号
平成 年 月 日

秋田県建設部下水道課長
(復旧支援に係る甲の事務局)

○○○市町村 (下水道管理者) 印
(甲〇)

復 旧 支 援 要 請 書

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定細目」第4の規定に基づき、次のとおり要請します。

- 1 災害の状況 (緊急の場合は概要を記載)
- 2 支援活動日時 (緊急の場合は想定内容を記載)
- 3 支援活動場所 (緊急の場合は概要を記載)
- 4 支援活動内容
- 5 要請担当者及び連絡先
○○市町村○○部○○課
担当者名
連絡先 (電話)
(FAX)
(E-mail)
- 6 その他

様式第2（実施細目第4関係）

下水 一
平成 年 月 日

（公社）日本下水道管路管理業協会東北支部
秋田県部会長様
(復旧支援に係る乙の事務局)

秋田県建設部下水道課長 印
(復旧支援に係る甲の事務局)

復旧支援要請書

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定細目」第4の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 復旧支援要請自治体

自治体名	災害の状況	支援活動日時	支援活動場所	支援活動内容	要請担当者及び連絡先
秋田県 (甲1)					
○○市 (甲○)					
○○市 (甲○)					

※複数の被災自治体からの要請について、本様式を同時に使用できるものとする。

※本表は、復旧支援要請自治体数及び要請内容によって適宜変更することができる。

2 その他

甲の事務局 担当者	所 属	建設部下水道課	職名		氏名	
	担当名		電話		FAX	

様式第3（実施細目第5関係）

第
号
平成 年 月 日

（公社）日本下水道管路管理業協会東北支部
秋田県部会長様
(復旧支援に係る乙の事務局)

○○○市町村（下水道管理者）印
(甲〇)

復 旧 支 援 要 請 書

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定細目」第5の規定に基づき、次のとおり要請します。

- 1 災害の状況（緊急の場合は概要を記載）
- 2 支援活動の日時（緊急の場合は想定内容を記載）
- 3 支援活動の場所（緊急の場合は概要を記載）
- 4 支援活動内容
- 5 要請担当者及び連絡先
○○市町村○○部○○課
担当者名
連絡先（電話）
(FAX)
(E-mail)
- 6 その他

様式第4（実施細目第5関係）

第 号
平成 年 月 日

秋田県建設部下水道課長
(復旧支援に係る甲の事務局)

○○○市町村（下水道管理者）印
(甲〇)

復旧支援要請書

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定細目」第5の3項の規定に基づき、次のとおり乙の事務局へ支援要請したことを報告します。

- 1 災害の状況（緊急の場合は概要を記載）
- 2 支援活動の日時（緊急の場合は想定内容を記載）
- 3 支援活動の場所（緊急の場合は概要を記載）
- 4 支援活動内容
- 5 要請担当者及び連絡先
○○市町村○○部○○課
担当者名
連絡先（電話）
(FAX)
(E-mail)
- 6 その他

別 表 連絡窓口（実施細目第9関係）

平成29年3月現在

整理番号	自治体等名	部 等	課 等
甲 1	秋田県	建設部	下水道課
甲 2	秋田市	上下水道局	下水道整備課
甲 3	能代市	都市整備課	上下水道整備課
甲 4	横手市	上下水道課	下水道課
甲 5	大館市	建設部	下水道課
甲 6	男鹿市	企業局	上下水道課
甲 7	湯沢市	上下水道部	下水道課
甲 8	鹿角市	建設部	上下水道課
甲 9	由利本荘市	建設部	上下水道課
甲10	潟上市	産業建設部	上下水道課
甲11	大仙市	上下水道部	下水道課
甲12	北秋田市	建設部	上下水道課
甲13	にかほ市	農林水産建設部	建設課
甲14	仙北市	建設部	下水道課
甲15	小坂町		建設課
甲16	上小阿仁村		建設課
甲17	藤里町		生活環境課
甲18	三種町		上下水道課
甲19	八峰町		建設課
甲20	五城目町		建設課
甲21	八郎潟町		建設課
甲22	井川町		産業課
甲23	大潟村		産業建設課
甲24	美郷町		建設課
甲25	羽後町		建設課
甲の事務局	秋田県	建設部	下水道課
乙の事務局	(公社)日本下水道管路管理業協会	秋田県部会	事務局:山岡工業株式会社

(4) 「道の駅こさか七滝」における災害時に関する協定書

鹿角地域振興局長（以下「甲」という。）と小坂町長（以下「乙」という。）は、災害等が発生し、又はそのおそれがある場合、「道の駅こさか七滝」における相互応援をより円滑に行うために、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鹿角地域振興局及び小坂町が所管する区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の「道の駅こさか七滝」における相互応援の内容を定め、もって適切な災害対応に資することを目的とする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供
- 二 非常用電源の取扱い
- 三 災害への対応
- 四 その他必要と認められる事項

（応援の実施）

第3条 甲及び乙は、応援要請を受けた場合は場合は速やかに応援活動を行うものとする。
2 特に緊急を要し、応援要請を待ついとまがないと認められる場合は、甲及び乙は独自の判断により応援できるものとする。

（応援の終了）

第4条 第3条の応援の終了については、現地の状況等を踏まえ、相互に協議のうえ終了するものとする。

（費用負担）

第5条 応援に要した費用は、応援を受けた側の負担とする。ただし、甲乙協議した結果、合意が得られた場合についてはこの限りではない。

（覚書）

第6条 この協定に関する詳細な取り決めについては、別途覚書を取り交わすものとする。
2 前項に関する覚書については、甲の保全・環境課長、乙の総務課長及び丙「道の駅こさか七滝」駅長との間で取り交わすものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、令和2年12月1日から甲及び乙が管理する施設及び道路が存続するまでとする。

（その他）

第8条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

附 則

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が押印の上各自1通を保管する。

令和2年12月1日

甲 鹿角地域振興局長
岡崎 佳治

乙 小坂町長
細越 満

「道の駅こさか七滝」における災害時に関する覚書

鹿角地域振興局建設部保全・環境課長（以下「甲」という。）、小坂町総務課長（以下「乙」という。）及び「道の駅道の駅こさか七滝」駅長（以下「丙」という。）とは、令和2年12月1日鹿角地域振興局長と小坂町長との間で締結された『「道の駅こさか七滝」における災害時に関する協定書』（以下「協定書」という。）の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、協定書第2条に定めた応援が実施された際に、円滑に行われるこ
とを目的とする。

（情報の収集及び提供）

第2条 協定書第2条一号に定める情報の収集及び提供は、次に掲げる内容とする。

- 一 甲、乙及び丙は被害状況等の情報を入手した場合は、情報を共有するもの
とする。
- 二 丙は、甲及び乙より各種情報の一般への提供を依頼された場合は、「道の
駅こさか七滝」において情報提供するものとする。

（非常用電源の取扱い）

第3条 協定書第2条二号に定める非常用電源の取扱いは、次に掲げる内容とする。

- 一 非常用発電設備の施設本体の増改築、修繕、災害時の復旧に要する費用に
ついては、甲が負担するものとする。
- 二 非常用発電設備の電気事業法に基づく管理及び保安点検、燃料を含む消耗
品に要する費用、清掃、除雪については、甲が行うものとする。
- 三 非常用発電設備の操作については、甲、乙及び丙が操作可能とし、状況に
応じて実施するものとする。

（災害への対応）

第4条 協定書第2条三号に定める災害への対応は、次に掲げる内容とする。

- 一 甲は、乙が管理する区域をチェーン着脱、転回、待機、及び資機材の一時
保管等に使用できるものとする。
- 二 乙は、甲が管理する区域を避難場所等として使用できるものとする。
- 三 甲、乙及び丙は、定期的に防災訓練を実施するものとする。

（覚書の有効期間）

第5条 この覚書の有効期間は、令和2年12月25日から、甲、乙及び丙が管理する
施設及び道路が存続するまでとする。

（その他）

第6条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙
及び丙は協議して定めるものとする。

附 則

この覚書締結の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙が押印の上各自1通を保管
する。

令和2年12月25日

甲 鹿角地域振興局建設部
保全・環境課長
樽田 太朗

乙 小坂町
総務課長
山崎 明

丙 道の駅こさか七滝
駅長
柴田 和博

2 民間団体等との協定に関する資料

(1) 小坂町と日本郵便（株）との包括的連携の関する協定書

小坂町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

小坂町(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社(以下「乙」という。)は、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域の活性化及び住民サービスの向上等を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項(詳細は「別紙」に定める。)について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
- (2) 地域経済活性化に関すること
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (4) 女性の活躍推進に関すること
- (5) その他、地方創生に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

(協定内容の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(免責)

第4条 乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から2021年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2020年3月13日

甲 秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41-1
小坂町長

細越 满

乙 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉢山字古館17-1
日本郵便株式会社
小坂郵便局長

川口宏樹

秋田県鹿角郡小坂町荒谷字万谷80-1
日本郵便株式会社
七瀧郵便局長

日添 一敏

秋田県鹿角市花輪字堰向49
日本郵便株式会社
花輪郵便局長

日景 智

「別紙」

「小坂町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定」具体的連携項目

小坂町(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社(以下「乙」という。)は、相互に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域活性化及び住民サービスの向上等に資するため、様々な取組を進めます。

なお、甲乙による定期的な協議を通じて、本別紙に定めのない連携項目(取組)等は、当該年度の具体的な取組として、下記に定める具体的連携項目も含め「年間計画書」を策定し、取り組みます。

1 日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応に関すること

平常時から防災態勢の強化に取り組むとともに、小坂町内において災害が発生した場合は、相互に緊密に連携し、一日も早い復旧を目指して取り組みます。

(主な連携内容)

- (1) 平常時においては、主に次に掲げる項目について、甲乙が連携して取り組みます。
 - ア 相互の防災計画の状況等について情報交換を行うとともに、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議を行い、連携強化を図ります。
 - イ 防災会議や防災訓練等への参加等により、災害発生時の体制について、相互理解を深めることとします。
- (2) 小坂町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができることとします。
 - ア 緊急車両等としての車両の提供(所持する車両に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
 - イ 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
 - ウ 郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - エ 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び救護対策
 - (ア) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - (ウ) 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - (エ) 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
 - オ 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等、並びにこれらを確実に行うための必要な事項(注)
 - カ 株式会社ゆうちょ銀行の非常取扱い(被災地支援のための日本赤十字社等の振替口座への災害支援金の無料送金など)及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い(保険料払込猶予期間の延伸など)について、各社から要請があった場合の取扱い
 - キ その他、要請のあったもののうち協力できる事項
 - (注)避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届(郵便局様式)の配布・回収を含む。

(経費の負担)

上記に掲げる連携事項において、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、協力を要請した者が負担することとし、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 高齢者や子ども等の見守り活動に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、小坂町内の高齢者や子ども等の安全の確保を図ります。

(連携内容)

乙が、小坂町内で業務を行う際に、高齢者や子どもの登下校等の日常生活で何らかの異変を察知した場合、甲へ情報提供を行います。

なお、特に緊急を要するときには、乙は直接消防又は警察に通報します。

3 道路損傷等の情報提供に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、小坂町内の道路における交通の安全・安心の確保を図ります。

(連携内容)

乙が、小坂町内で業務を行う際に、小坂町内の道路の陥没や損傷、カーブミラーの損傷、倒木、水道の漏水、落雪及び動物の死がい等、小坂町内の交通の安全・安心に影響を及ぼすと思われる箇所を発見した場合に、甲へ情報提供を行います。

4 不法投棄と思われる廃棄物等の情報提供に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、小坂町内の住民の快適で安心な生活環境の保持を図ります。

(連携内容)

乙が、小坂町内で業務を行う際に、不法に投棄されたと思われる家電製品やタイヤ、動物の死がい等、小坂町内における安心で快適な生活環境の保持に影響を及ぼすと思われる行為や廃棄物等を発見した場合に、甲へ情報提供を行います。

5 地域・暮らしの安全・安心に関するこ

乙が保有するネットワーク等を活用し、小坂町内において、小坂町内の住民が安心して生活できる地域づくりを推進します。

(連携内容)

乙が、小坂町内で業務を行う際に、住民に何らかの異変に気付いた場合、甲へ情報提供を行います。

なお、特に緊急を要するときには、乙は直接消防又は警察に通報します。

また、住民が保護を求めて乙の事業所へ避難してきた場合には、当該住民を一時保護する等、地域社会の安全・安心に貢献します。

6 地域の経済活性化に関するこ

甲及び乙の保有するネットワークを活用した他地域との交流を図ることで、連携体制を強化し、小坂町内の経済活性化を支援します。

(主な連携内容)

ふるさと納税の取組支援、ふるさと小包による小坂町の特産品等の取扱い、PR(有料)。

（2）東日本電信電話株式会社秋田支店と災害復旧時の協力に関する協定書

小坂町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社秋田支店（以下「乙」という。）は、秋田県地域防災計画ならびに小坂町地域防災計画に基づく災害復旧時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模地震および台風・雪害等の災害発生に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、加入者数、故障等の原因、発生時間および復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（災害対策本部等への社員の派遣）

第3条 大規模地震および台風・雪害等による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に社員（以下「災害対策連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 災害対策連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（通信設備の復旧）

第4条 災害により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙のグループ災害対策組織の連携により優先順位を見極めながら国家機関、公共機関等重要機関に対する緊急通信の確保、ならびに避難所等への特設公衆電話の設置等可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の通信設備の復旧にあたり、移動電源車、ポータブル衛星等災害対策機器等の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の通信設備復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において、乙の通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

（準用）

第7条 乙が災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行なう場合は、必要に応じ本協定を準用することができるものとする。

（連絡責任者）

第8条 本協定書に関する連絡責任者は、甲においては小坂町総務課長、乙においては東日本電信電話株式会社秋田支店設備部設備運営担当課長とする。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

（協議）

第9条 本協定の履行にあたり疑義を生じた事項、又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、締結日より平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲または乙から内容の変更または協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年 8月 6日

甲 鹿角郡小坂町小坂鉱山字尾樽部37番地2

小坂町長 細 越 満

乙 秋田市中通四丁目4番4号

東日本電信電話株式会社秋田支店
支店長 小野寺 仁

（3）東北電力株式会社鹿角営業所と災害時の協力に関する協定書

小坂町（以下「甲」と言う。）と東北電力株式会社鹿角営業所（以下「乙」と言う。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙は、大規模地震および台風・雪害等の災害発生に伴い、大規模な停電が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。
2 乙は大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間および復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（町災害対策本部への社員の派遣）

第3条 大規模地震および台風・雪害等による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、乙は甲と連携のうえ、必要に応じ、甲が設置した災害対策本部に社員を派遣できるものとする。

2 派遣された社員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら医療機関や災害復旧対策の中核となる官公署・避難場所等への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備の復旧にあたり、電源車等の復旧設備の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において乙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

（準用）

第7条 乙が、災害時に電力供給の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、防災訓練等を行う場合は、必要に応じてこの協定を準用することができる。

（連絡責任者）

第8条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては小坂町総務課長、乙においては東北電力株式会社鹿角営業所お客さまセンター課長とする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の日から1年間とする。なお期間満了日の1月前までに、甲、乙いずれからも申し出がない場合は、本協定書はさらに1年延長するものとし、以降この例による。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通保有するものとする。

平成21年11月20日

甲 鹿角郡小坂町小坂鉱山字尾樽部37番地2

小坂町長 細 越 満

乙 鹿角市花輪字柳田31番地

東北電力株式会社鹿角営業所

所長 田口喜一

(4) 小坂町とヤマト運輸株式会社との連携と協力に関する協定書

小坂町（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、小坂町の活性化に向けて相互に連携・協力しながら協働事業に取り組むこととし、以下のとおり協定（以下「本協定」という）する。

（連携・協力）

第1条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について、連携・協力を推進するべき課題等に関する情報・意見交換を実施し、相互に合意した具体的な事業について協働で取り組むよう努める。

- (1) 物流・人流の活性化に関すること
- (2) 安全・安心な地域づくりに関すること
- (3) 広報・魅力発信及び観光支援に関すること
- (4) 町産品の国内外への販路拡大に関すること
- (5) 災害対策に関すること
- (6) 環境維持・保全に関すること
- (7) 地域の福祉に関すること
- (8) 人材育成に関すること
- (9) その他ヤマトグループと小坂町が協働して取り組む活性化に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、連絡、調整及び情報交換等を適宜行うものとし、必要に応じて会議を開催するよう努める。

3 甲は、本協定の趣旨に賛同した企業、団体等と乙の連携・協定について、支援を行うものとする。

（期間）

第2条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに各者からの特段の申し出がなければ1年間更新し、その後も同様に更新するものとする。

（この協定にない事項）

第3条 本協定に定めるもののほか、協働事業の具体的な内容その他必要な事項については、甲及び乙が協議して決定する。

本協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年12月7日

甲 秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41番地1

小坂町長 細越満

乙 秋田県秋田市御所野湯本2丁目1-1

ヤマト運輸株式会社
秋田主管支店長 杉本真哉

（5）災害時における電気設備等復旧応援に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害により小坂町内で電気設備等の被害が発生した場合、円滑かつ迅速な応急電気供給及び応急復旧活動を実施するため、小坂町（以下「甲」という）が北鹿電気工事業共同組合（以下「乙」という）に復旧応援を求めるに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（復旧応援要請の発効）

第2条 復旧応援の要請は、甲が乙に対して行ったときをもって発動する。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合、速やかに必要な応援を行うものとする。

（協力を求める復旧応援の内容）

第3条 甲が乙に対し、協力を求める復旧応援の内容は次のとおりとする。

（1）被災状況の調査報告

（2）避難場所等での応急電気供給等に必要な人員の派遣

（3）被災を受けた電気設備等の応援復旧に必要な人員の派遣

（4）応急復旧に必要な車両、資機材及び物資等の提供

（5）前各号に定めるもののほか、甲が特に必要であると認める協力

（要請に関する手続）

第4条 甲は、復旧応援の要請に当たっては、期間、地域、人数その他の必要と認める事項について文章をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。

2 甲は、前項ただし書きにより連絡した場合においては、その後速やかに同項の文書を乙に提出しなければならない。

3 乙は、甲が求める復旧応援を実施したときには、その報告書を速やかに甲に提出するものとする。

（活動経費）

第5条 乙が実施した復旧応援活動に要した工事費等の経費は、甲が負担する。

2 工事費等の経費は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（連絡担当）

第6条 甲と乙は、あらかじめこの協定に関する連絡担当者定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を交換するものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定期間は、締結の日から平成24年3月31日とする。

ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙からの書面による解約の申し出がない場合には、更に1年間延長されたものとみなし、以降この例による。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年10月27日

甲 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字尾樽部37-2
小坂町長 細 越 満

乙 秋田県大館市字三の丸76番地の5
北鹿電気工事業共同組合
理事長 川井 隆治

（6）災害時における応援協力に関する協定書

小坂町（以下「甲」という。）と一般社団法人秋田県建造物解体業協会（以下「乙」という。）とは、小坂町内における災害および大規模な事故等における応援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、水害その他の災害が小坂町内に発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が行う災害対策活動に乙が応援協力することにより、小坂町内における被害の拡大防止と町民生活の安定に寄与することを目的とする。

（応援協力の内容）

第2条 乙が行う応援協力は、次に掲げるとおりとする。

- （1）人命救助および被害の拡大防止に必要な建設機械等の提供
- （2）建設機械等の操作および災害応急活動に必要な技術員の派遣
- （3）前2号に定めるもののほか、現有の人員および施設で対応できる応援協力で甲から特に要請のあった事項

（応援協力の要請）

第3条 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話等により乙に応援協力を要請する。

- （1）被害の種類および状況
- （2）応援協力の内容
- （3）応援協力の場所
- （4）前3号に掲げるもののほか、応援協力に必要な事項

（応援の実施）

第4条 乙は、甲からの応援協力の要請を受けた場合は、特別の事情がない限り、甲の指導を受け、応援活動を実施するものとする。ただし、甲の指導を受けられないときは、乙自ら前条の応援要請に従って実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、応援活動を実施した場合は、次に掲げる事項について書面をもって、速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出することができる。

- （1）応援活動を実施した会員名、支援場所および支援活動内容
- （2）応援活動を実施した会員別人数および実施時間
- （3）応援活動に使用した建設機械、車両等の数量および使用時間
- （4）その他応援活動の報告に必要な事項

（費用負担）

第6条 この協定に基づき実施した応援活動に要する費用の負担については、実働日数、時間および人員・資機材等を勘案し、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（災害補償）

第7条 応援業務に従事した者が当該応援業務に従事したことにより負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(情報の交換等)

- 第8条 甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るために、相互の情報交換を行うとともに、必要な連絡調整に努めるものとする。
- 2 乙は、甲の災害時への対応を応援するため、平常時から災害時の連絡体制を把握し、必要に応じ甲に報告するものとする。

(協議事項)

- 第9条 この協定書の実施に関し、必要な事項および協定書に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

- 第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。
- 2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一条件で1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年9月1日

甲：秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41番地1
小坂町長 細 越 満

乙：秋田県秋田市仁井田本町三丁目12番6号
一般社団法人 秋田県建造物解体業協会
代表理事 田 村 典 美

（7）災害時における応援協定に関する協定書

小坂町（以下「甲」という。）と小坂建設業協会（以下「乙」という。）とは、小坂町内における災害および大規模な事故等における応援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、水害その他の災害が小坂町内に発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が行う災害対策活動に乙が応援協力をすることにより、小坂町内における被害の拡大防止と町民生活の安定に寄与することを目的とする。

（応援協力の内容）

第2条 乙が行う応援協力は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人命救助および被害の拡大防止に必要な建設機械等の提供
- (2) 建設機械等の操作および災害応急活動に必要な技術員の派遣
- (3) 前2号に定めるもののほか、現有の人員および施設で対応できる応援協定で、甲から特に要請のあった事項

（応援協力の要請）

第3条 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話等により乙に応援協力を要請する。

- (1) 被害の種類および状況
- (2) 応援協力
- (3) 応援協力の場所および経路
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援協力に必要な事項

（応援の実施）

第4条 乙は、甲からの応援協力の要請を受けた場合は、特別の事情がない限り、甲の指導を受け、応援活動を実施するものとする。ただし、甲の指導を受けられないときは、乙自ら前条の応援要請に従って実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、応援活動を実施した場合は、次に掲げる事項について書面をもって、速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出することができる。

- (1) 応援活動を実施した会員名、支援場所および支援活動内容
- (2) 応援活動を実施した会員別人数および実施時間
- (3) 応援活動に使用した建設機械、車両等の数量および使用時間
- (4) その他応援活動の報告に必要な事項

（費用負担）

第6条 この協定に基づき実施した応援活動に要する費用の負担については、実働日数、時間および人員・資機材等を勘案し、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（災害補償）

第7条 応援業務に従事した者が当該応援業務に従事したことにより負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

（情報の交換等）

第8条 甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るために、相互の情報交換を行うとともに、必要な連絡調整に努めるものとする。

2 乙は、甲の災害時への対応を応援するため、平常時から災害時の連絡体制等を把握し、必要に応じ甲に報告するものとする。

（協議事項）

第9条 この協定書の実施に関し、必要な事項および協定書に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成24年3月31日までとする。
2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年6月1日

甲：秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字尾樽部37の2
小坂町長 細 越 満

乙：秋田県鹿角郡小坂町小坂字上前田4-4
小坂建設業協会
会長 與 語 武 美

（8）災害時における水道施設の復旧応援に関する協定書

小坂町（以下「甲」という。）と小坂町指定工事店協会（以下「乙」という。）は、小坂町内における災害および大規模な事故等または、休日等における漏水（以下「災害等」という。）の発生に伴う復旧作業の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小坂町における災害等の発生に際し、甲は乙に応援を要請し、緊密な協力のもとに緊急修繕および応急給水を行い、早急の復旧を図り、町民生活の安定に寄与することを目的とする。

（乙の条件）

第2条 乙の条件としては、小坂町内に本店を有する管工事業者および町内で営業する個人管工事業者とする。

（応援の要請）

第3条 甲は、災害等が発生した場合において、必要があると認めた場合は、乙に応援を要請することができるものとする。
2 乙は、前項の規定による要請があった場合は、特別の理由がない限り、応援するものとする。
3 応援要請は、電話その他の方法により、応援の内容および期間を明確にして行うものとする。

（応援業務）

第4条 甲が乙に対し応援を要請する内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災情報の収集および連絡
- (2) 被災状況の調査
- (3) 重機、資機材等の調達
- (4) 応急対策工事の実施
- (5) 前4号に掲げるもののほか必要な活動

（現場での応援活動）

第5条 応援活動の現場における指揮および必要な連絡調整は、甲が行うものとする。
2 応援活動に従事する支援社は、甲の指示に従うものとする。

（報告）

第6条 乙は、応援活動を実施した場合は、次に掲げる事項について書面をもって、速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出することができる。
(1) 応援活動を実施した会員名、支援場所および支援活動内容
(2) 応援活動を実施した会員別人数および実施時間
(3) 応援活動に使用した建設機械、車両等の数量および使用時間
(4) その他応援活動の報告に必要な事項

（費用負担）

第7条 この協定に基づき実施した応援活動に要する費用の負担については、実働日数、時間および人員・資機材等を勘案し、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

(災害補償)

第8条 応援業務に従事した者が当該応援業務に従事したことにより負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償は、乙および支援社の責任において行うものとする。

(協議事項)

第9条 この協議書の実施に関し、必要な事項および協定書に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成24年3月31日までとする。
2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年6月1日

甲：秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字尾樽部37の2
小坂町長 細 越 満

乙：秋田県鹿角郡小坂町小坂字岩沢平39-7
小坂町指定工事店協会
会長 熊 谷 誠 一

（9）小坂町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

小坂町（以下「甲」という。）と社会福祉法人 小坂町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、小坂町災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小坂町災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙はセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、次のとおりとし、被災地域との位置関係や選考基準に基づき選定を行う。ただし、予定していた場所が利用できない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

- ・小坂町福祉保健総合センター駐車場
- ・小坂町交流センター駐車場
- ・小坂マリア園駐車場

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 小坂町災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況

④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）

⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報

(10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等

(11) その他、センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

3 乙は、前2項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき5年間保管するものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力をを行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年9月27日

甲 小坂町小坂字上谷地41-1
小坂町長 細 越 満 印

乙 小坂町小坂字上前田7-1
社会福祉法人 小坂町社会福祉協議会
会長 栗山 鎌志 印

3 その他の協定書等

自衛隊への災害派遣要請

(1) 救援活動の内容 (防衛省防災業務計画より抜粋)

災害派遣時に実施する救援活動の具体的な内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況の他都道府県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

カ 道路又は水路の啓開

道路もしくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開、または除去にあたる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資等の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援活動の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

コ 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する總理府令」（昭和33年總理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

シ その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(2) 災害派遣要請文書の様式

ア、市町村長から知事に対する要請

文 書 番 号
年 月 日

秋田県知事 様

機関・職・氏 名 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条の規定による自衛隊の派遣を
次のとおり依頼します。

1. 災害の状況及び派遣要請の理由

(1) 災害の種類 水害、地震、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故
航空機救難、船舶救難、その他（ ）

(2) 災害発生の日時 年 月 日 時 分

(3) 場所 県 郡 町
市 村

(4) 被害状況

(5) 要請する理由

2. 派遣を必要とする機関 自 年 月 日 時 分
至 年 月 日 時 分

3. 派遣を希望する人員・器材 名 器材

4. 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣希望区域 県 郡 町
市 村

(2) 活動内容

5. その他参考事項（判明している事項で良い。）

- (1) 現地において協力しうる団体、人員、器材等の数量及びその状況。
- (2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地又は宿泊施設の状況
- (3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡状況

イ、知事から指定部隊長に対する要請

文 書 番 号
年 月 日

殿

知事 印

自衛隊の災害派遣について（要請）

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、次のとおり自衛隊の派遣を要請します。

1. 災害の状況及び派遣要請の理由

（1）災害の種類 水害、地震、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故、航空機救難、船舶救難、その他（ ）

（2）災害発生の日時 年 月 日 時 分

（3）場所 県 郡 町
市 村

（4）被害状況

（5）要請する理由

2. 派遣を必要とする機関 自 年 月 日 時 分
至 年 月 日 時 分

3. 派遣を希望する人員・器材 名 器材

4. 派遣を希望する区域及び活動内容

（1）派遣希望区域 県 郡 町
市 村

（2）活動内容

5. その他参考事項（判明している事項で良い。）

（1）現地において協力しうる団体、人員、器材等の数量及びその状況。

（2）派遣部隊の宿営（宿泊）地又は宿泊施設の状況

（3）現地における要請者側の責任者及びその連絡状況

4 調達に関する協定書

災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定書

小坂町（以下「甲」と言う。）と一般社団法人秋田県LPGガス協会（以下、「乙」という。）は、災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、小坂町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する災害応急対策業務に必要な液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達について、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達の必要があると認めたときは、乙に対して、その調達についての協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

（手 続）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請をする場合は、次の事項を明らかにした文章により行うものとする。ただし、文章により行ういとまがないときは、電話等により乙に対して要請することとし、後日、文章を乙に対して提出するものとする。

（1）要請の理由

（2）液化石油ガス及び応急対策用資機材品名及び数量

（3）調達を必要とする日時及び場所

（4）その他必要な事項

2 乙又は乙に加盟する会員は、甲の要請を受け、液化石油ガス及び応急対策用資機材を調達した場合、液化石油ガスの保安に関し最大限留意する。

3 乙は乙の会員から事前に液化石油ガス及び応急対策用資機材等の輸送に係る緊急通行車両を把握し、当該届出書を県公安委員会に提出し、緊急通行車両等事前届出済証を取得しておくものとする。

（費用負担）

第4条 乙又は乙に加盟する会員が液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料及び駐車場使用料等を含む。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、平常時における適正な価格（運賃含む。）とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（報 告）

第5条 乙又は乙に加盟する会員は、第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達を実施した場合は、乙が取りまとめのうえ速やかに甲に対して次の事項を報告するものとする。

（1）調達を実施した液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名及び数量

（2）調達を実施した日時及び場所

（3）その他必要な事項

（事故報告）

第6条 乙又は乙に加盟する会員は、液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送中に事故が発生したときは、速やかに甲に対してその状況を報告しなければならない。

（情報収集）

第7条 甲は、災害に関する被害状況等収集し、液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に必要な情報を可能な限り乙へ提供する。

2 乙は甲が必要と認める情報収集及び周知に可能な限り協力する。

3 甲は、この協定に基づく調達の要請が円滑に行われるために必要があると認めた時

は、乙に対して、乙又は乙に加盟する会員等が保有する液化石油ガス及び応急対策用資機材の数量等の状況について報告を求めることができる。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務課、乙においては、秋田県L Pガス協会事務局とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合においては、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年2月5日

甲 鹿角郡小坂町小坂字上谷地41-1
小坂町長 細越満

乙 秋田市山王三丁目1-7
一般社団法人秋田県L Pガス協会
会長 木村繁

災害時生活物資供給等に関する協定

小坂町（以下「甲」という。）と、マックスバリュ東北株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、町民生活の安定を図るため、生活物資の供給等に関する事項について定めるものとする。

（生活物資の要請）

第2条 甲は、災害時において生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有する物資の供給について要請することができるものとする。

（生活物資の供給）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する物資を優先的に供給するものとする。

2 甲は、乙から供給を受けた物資について、できるだけ速やかに被災者に供給するものとする。

3 生活物資の運搬は、甲が行うものとする。

（要請の方法）

第4条 甲の乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

（費用）

第5条 乙が供給した物資の対価等については、甲が負担するものとする。

（細目）

第6条 この協定を実施するための必要な細目は、別に定めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成17年6月21日

甲 小坂町長 川口博

乙 マックスバリュ東北株式会社
代表取締役社長 反田悦生

災害時生活物資供給等に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時生活物資供給等に関する協定（以下「協定」という。）第6条に基づき、協定の実施に必要な事項について定めるものとする。

(要請の方法)

第2条 協定第4条に定める甲の乙に対する要請文章は、生活物資供給要請書（様式1）による。

2 甲及び乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

3 前項の連絡責任者等に変更があった場合は、すみやかに相手方に通知するものとする。

(生活物資の品目)

第3条 甲が乙に供給を要請する生活物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

(1) 別表1に掲げる生活物資

(2) その他甲が指定する物資

(生活物資の納入、引取り)

第4条 乙は、甲指定の場所に生活物資を納入する場合、生活物資の種類、数量等を記載した納品書を、納入場所を管理する小坂町職員、又は甲の指定する引取人に送付するものとする。

2 前項の納入書を受領した職員又は引取人は、生活物資の種類、数量等を確認のうえ引取るものとする。

(費用)

第5条 協定第5条に定める費用は、災害発生直前時等における価格を基準として、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

2 費用の請求及び支払は、遅滞なく行うものとする。

平成17年6月21日

甲 小坂町長 川口博

乙 マックスバリュ東北株式会社
代表取締役社長 反田悦生

別表1

災害時に必要な生活物資

品目	品名
食料品	米、パン、醤油、味噌、塩、砂糖、肉類、魚類、野菜類、缶詰、インスタント食品、ハム・ソーセージ、弁当、総菜、ジュース、ミネラルウォーター
衣料品	下着類、セーター、タオル
寝具類	毛布、タオルケット
日用品等	ティッシュペーパー、トイレットペーパー、紙おむつ、生理用品、洗面用具、乾電池、洗剤、石鹼、マッチ、ライター、バケツ、シューズ、ラップ、ガムテープ
光熱材料等	ろうそく、電球、蛍光灯、LPGガス器具、携帯ボンベ

様式 1

生活物資供給要請書

年 月 日

要請先
様

小坂町長

災害時生活物資供給等に関する協定書第4条に基づき、次の物資を要請します。

要請する生活物資	数量等	納入場所	備考

担当者：所属 _____ 職名 _____ 氏名 _____

第9 消防に関する資料

1 消防計画の基準

昭和41年2月17日
消防庁告示第1号

消防組織法（昭和22年法律第226号）第4条第15号の規定に基づき、市町村消防計画の基準を次のように定める。

（1）市町村消防計画の基準

（目的）

第1条 この基準は、市町村が作成する消防計画について、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 消防計画は、市町村の消防機関が災害に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期することを主眼とするものでなければならない。

（消防計画の大綱）

第3条 消防計画の大綱は、次のとおりとする。

- （1）消防力等の整備に関すること。
- （2）防災のための調査に関すること。
- （3）防災教育訓練に関すること。
- （4）災害の予防、警戒及び防御に関すること。
- （5）災害時の避難、救助及び救急に関すること。
- （6）その他災害に関すること。

（消防計画の内容）

第4条 消防計画の内容は、別表のとおりとする。

（消防計画の修正）

第5条 市町村は、消防計画について、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

附 則

この告示は、昭和41年4月1日から施行する。

(2) 市町村消防計画に定める基準項目

別表

計画の種別	計画の指針	計画の項目
1 組織計画	市町村の消防機関が災害に対処するため組織に関する計画をたてておく。	<p>1 事務機構 (1) 平常時の消防本部、消防署、消防団及び訓練機関の事務機構 (2) 非常災害時の消防本部、消防署、消防団及び訓練機関の事務機構</p> <p>2 災害時の消防隊の編成 (1) 通常災害 ア 消防本部及び消防署の部隊編成 イ 消防団の部隊編成 (2) 非常災害 ア 消防本部及び消防署の部隊編成 イ 消防団の部隊編成 ウ 訓練機関の部隊編成</p>
2 消防力等の整備計画	消防の施設及び人員の現況を把握し、施設の整備拡充と人員の確保を図るための計画をたてておく。	<p>1 消防力等の現況 (1) 人員 (2) 施設 (3) 資器材</p> <p>2 消防力等の増強 (1) 人員 (2) 施設 (3) 資器材</p> <p>3 消防力等の更新 (1) 施設 (2) 資器材</p> <p>4 施設及び資機(器)材の整備点検 (1) 定期 (2) 災害後</p>
3 調査計画	災害に対して的確な防災活動ができるための調査に関する計画をたてておく。	<p>1 消防地理調査 2 消防水利調査 3 災害危険区域等調査 4 被害想定図の作成</p>

4 教育訓練計画	消防職員及び消防団員を教育訓練するための計画をたてておく。	<p>1 教育</p> <p>(1) 学校教養</p> <p>(2) 一般教養</p> <p>(3) 委託教養等</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) 基礎訓練</p> <p>ア 規律訓練</p> <p>イ 車両訓練</p> <p>ウ 操法訓練</p> <p>(2) 火災防ぎよ訓練</p> <p>ア 基本訓練</p> <p>イ 建物火災防御訓練</p> <p>ウ 林野火災防御訓練</p> <p>エ 船舶火災防御訓練</p> <p>オ 車両火災防御訓練</p> <p>カ その他火災防御訓練</p> <p>(3) 水害防御訓練</p> <p>ア 基本訓練</p> <p>イ 水防訓練</p> <p>ウ 浸水地域内火災防御訓練</p> <p>(4) 救助、救急訓練</p> <p>ア 救助訓練</p> <p>イ 救急訓練</p> <p>(5) 総合防災訓練</p>
5 災害予防計画	災害を未然に防止し、被害を最小限度に止めるための計画をたてておく。	<p>1 火災予防指導</p> <p>(1) 防火管理者</p> <p>(2) 危険物取扱主任者</p> <p>(3) 消防設備士</p> <p>(4) 各団体等</p> <p>2 火災予防査察</p> <p>(1) 査察対象物の指定</p> <p>(2) 査察の実施</p> <p>ア 定期査察</p> <p>イ 臨時査察</p> <p>ウ 特別査察</p> <p>3 風水害等の予防指導</p> <p>4 広報活動</p>
6 警報発令伝達計画	異常気象時における火災警報等を発令、解除、伝達及び周知させるための計画をたてておく。	<p>1 火災警報</p> <p>(1) 警報発令及び解除</p> <p>(2) 警報の伝達及び周知</p> <p>2 その他警報の伝達及び周知</p>
7 情報計画	災害の状況を収集し、関係機関に報告、通報するための計画をたてておく。	<p>1 情報収集</p> <p>2 情報報告及び連絡</p> <p>3 情報広報</p> <p>4 情報記録</p>

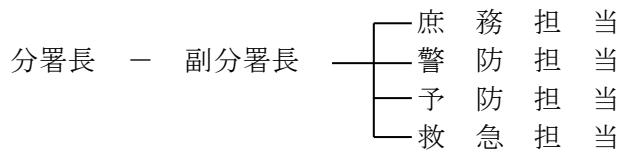
8 火災警防計画	火災を警戒し、及び鎮圧するための計画をたてておく。	1 消防職員及び消防団員の召集 (1) 火災警報発令時 (2) 通常火災時 (3) 非常火災時 (4) その他火災時 2 出動 (1) 偵察 (2) 通常火災 (3) 非常火災 (4) 応援 (5) その他 3 警戒 (1) 火災警報発令時 (2) 災害時 (3) その他 4 通信 (1) 平常時の通信体制 (2) 非常時の通信体制 5 望楼 (1) 望楼の指定 (2) 望楼発見区域図 6 火災防御 (1) 危険区域 (2) 特殊建物 (3) 危険物 (4) 放射性物質 (5) 林野 (6) 船舶 (7) 車両 (8) その他
9 風水害警防計画	風水害等を警戒し、及び防御するための計画をたてておく。	1 消防職員及び消防団員の召集 2 出動 3 資器材の配備 4 監視警戒 5 事前措置の指示方法 6 通信統制 7 応急給食
10 避難計画	住民の生命、身体を災害から保護するための避難に関する計画をたてておく。	1 効告及び指示の基準 2 効告及び指示の伝達 3 避難場所の指定及び誘導方法 4 避難場所の警戒

11 救助救急計画	傷病者が発生したときに救急救助を行うための計画をたてておく。	1 非常召集 2 出動 (1) 平常時 (2) 非常時 3 通信統制 4 医療機関等との協力体制 (1) 平常時 (2) 非常時
12 応援協力計画	市町村相互及び関係機関等との応援協力に関する計画をたてておく。	1 協定機関 (1) 地方公共団体 (2) 関係機関 (3) その他団体 2 応援の方法 3 資材の交換

2 消防力の整備状況

(1) 鹿角広域行政組合小坂分署組織等

組織図



(2) 小坂分署現有数

令和6年4月1日

種別	車名	車両番号	年式	ポンプ	備考
広報車	三菱	秋田800さ 9072	H21		
救急車	トヨタ	秋田800す 3619	H28		高規格救急車
消防車	日野	秋田830せ 2011	H23	モリタ	
災害活動車	トヨタ	秋田800す 3709	H28		
小型動力ポンプ積載車	ニッサン	秋田88す 6593	H8	ポンプ	

(3) 小坂町消防団機械現有数

令和6年4月1日

分団名	班名	ポンプ配備状況			車両配備状況		
		社名	形式	年式	社名	登録番号	年式
第1分団	小坂	ニッサン	P-476-S	平12	ニッサン	秋田88す 76-11	平9
	岩沢	スバル	P-477	平21	スバル	秋田880あ 5-25	平21
	大生手	スバル	P-477	平21	スバル	秋田880あ 5-17	平21
第2分団	野口	スバル	P-476DAN	平18	スバル	秋田880あ 2-39	平18
	濁川	日野	ME-5	平30	日野	秋800す 50-31	平30
	余路米	スバル	P-408-RS	平2			
	砂子沢	スバル	P-476DAN	平18	スバル	秋田880あ 2-37	平18
第3分団	モリタ	スバル	ME-5	平9	スバル	秋田88す 73-75	平9
第4分団	万谷	日野	CD-1BM	令5	日野	秋田800す 74-89	令5
	荒川	スバル	P-476DAN	平18	スバル	秋田880あ 2-38	平18
	上川原	スバル	P-476DAN	平18	スバル	秋田880あ 2-41	平18
	大地	スバル	P-477	平21	スバル	秋田880あ 5-26	平21
第5分団	鶴	スバル	P-477	平21	スバル	秋田880あ 5-27	平21
	鳥越	ニッサン	P-408R	平8	ニッサン	秋田88す 86-65	平10
	牛馬長根	ニッサン	P-408R	平8	ニッサン	秋田800さ 7-50	平11
	大川岱	ニッサン	P-408R	平8	ニッサン	秋田88す 65-92	平8
	休平	スバル	P-476DAN	平18	スバル	秋田880あ 2-40	平18

3 林野火災空中消火対策

(1) 林野火災空中消火ヘリポート設置場所

設置場所	面積	水利の状況	土地管理者の承諾	施設の名称
小坂町小坂字砂森7-2	2,500	河川	済	小坂町営野球場

(2) 秋田県林野火災空中消火運営実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、「林野火災の予防及び消火活動について」（平成15年10月29日付け消防災発206号消防庁防災課長）並びに「秋田県地域防災計画」に基づき林野火災空中消火（以下「空中消火」という。）作業を円滑に実施し、その効果を最大限に発揮するため必要な事項を定めるものとする。

(協力体制)

第2 空中消火は、県、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき応援を行う道県（以下「応援道県」という。）、自衛隊、森林管理局及び市町村が協力する体制で実施するものとし、空中消火基地（以下「基地」という。）の選定に当たっては、防災関係機関の密接な連携のもとに行うものとする。

(空中消火の実施)

第3 空中消火を実施するのは、原則として次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 急傾斜地等、道路水利が不便であるなど火災現場周辺の立地条件が悪く地上防御活動が困難な場合
- (2) 火災規模に対し、地上防御能力（広域消防相互応援協定等による応援及び自衛隊地上災害派遣部隊を含む）が不足、または不足と判断される場合
- (3) 人命危険・人家等への延焼の危険、その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

(災害派遣要請手続)

第4 応援道県及び自衛隊のヘリコプター派遣要請の手続きは、「秋田県地域防災計画」によるほか、空中消火を実施するため次の事項について明らかにするものとする。

- (1) 基地の使用場所、水利の確保、その周辺の状況（障害物、気象の状況等）並びに目標物
- (2) 災害派遣要請市町村の連絡場所と連絡責任者の氏名
- (3) 空中消火用資機材（以下「資機材」という。）の整備状況
- (4) その他空中消火を実施するに当たり参考となる事項

(連絡通報)

第5 空中消火のための林野火災発生連絡通報系統は、別表1によるものとする。

(実施体制の確立)

第6 市町村は、空中消火を実施するため県、応援道県及び自衛隊のヘリコプター派遣を要請した場合には、その実施に際し、火災現場に統括的実動的な連絡調整指揮を行える組織を設置するとともに、適切な防御計画をたて、関係機関との連絡調整を行い、また、火災現場及びその周辺の地理等に通じた者を配備するなど、防御活動の万全を期する。なお、指揮体系の一例は、別表2のとおりである。

2 県は、早急に基地を定めるとともに、関係機関と連携のうえ、次の体制を整えておくものとする。

- (1) 応援道県及び自衛隊のヘリコプターが現地に到着するまでに、基地に資機材及び薬剤の搬入及び補給作業に従事する人員を配置し、作業を円滑に実施できる体制を

整えておく。なお、薬剤による空中消火活動を行うための地上作業班の編成及び作業内容の一例は、別表3のとおりである。

(2) 資機材及び薬剤は、原則としてこれを保管する県及び森林管理局が現地に輸送するか、その状況によっては市町村が輸送する。

(3) 資機材の取扱い、薬剤の溶解等は県及び森林管理局職員が行い、またその指導に当たるが市町村においても作業要員を確保する。

(基地)

第7 基地を設置する場合は、事前に当該施設管理者の了承を得ておくものとする。

(安全の確保)

第8 基地において作業に従事する者は通常守るべき安全のための配慮のほか、次の事項に留意するものとする。

(1) 防塵用眼鏡、マスクを着用する。

(2) ヘリコプターの行動に注意し、ヘリコプターの飛行中はその周辺に位置しない。

(3) 地上にあるヘリコプターに近づく場合は、誘導員（消防防災航空隊員、自衛隊員またはパイロット）の指示に従う。

(4) ヘリコプターの離着陸方向は常に開放しておくとともに、基地周辺での火気の使用を禁止する。

(資機材及び薬剤の整備)

第9 県は管内の林野分布、林野火災発生状況、基地の分布状況を考慮して、あらかじめ資機材及び薬剤を整備するものとする。

(その他)

第10 使用した資機材及び薬剤の費用負担については、県、森林管理局及び市町村が協議して決めるものとする。

附 則

この要領は、昭和54年11月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年7月23日から施行する。

附 則

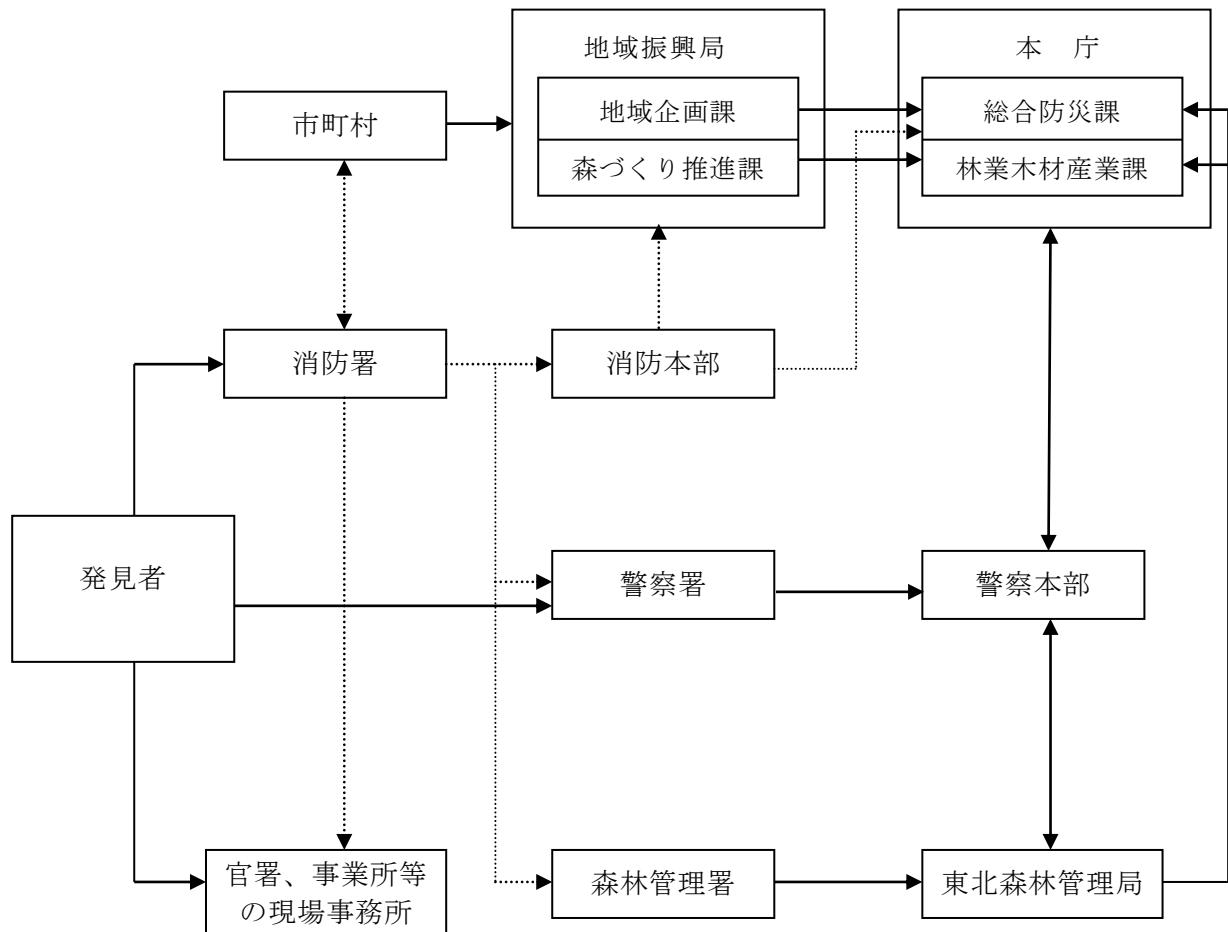
この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

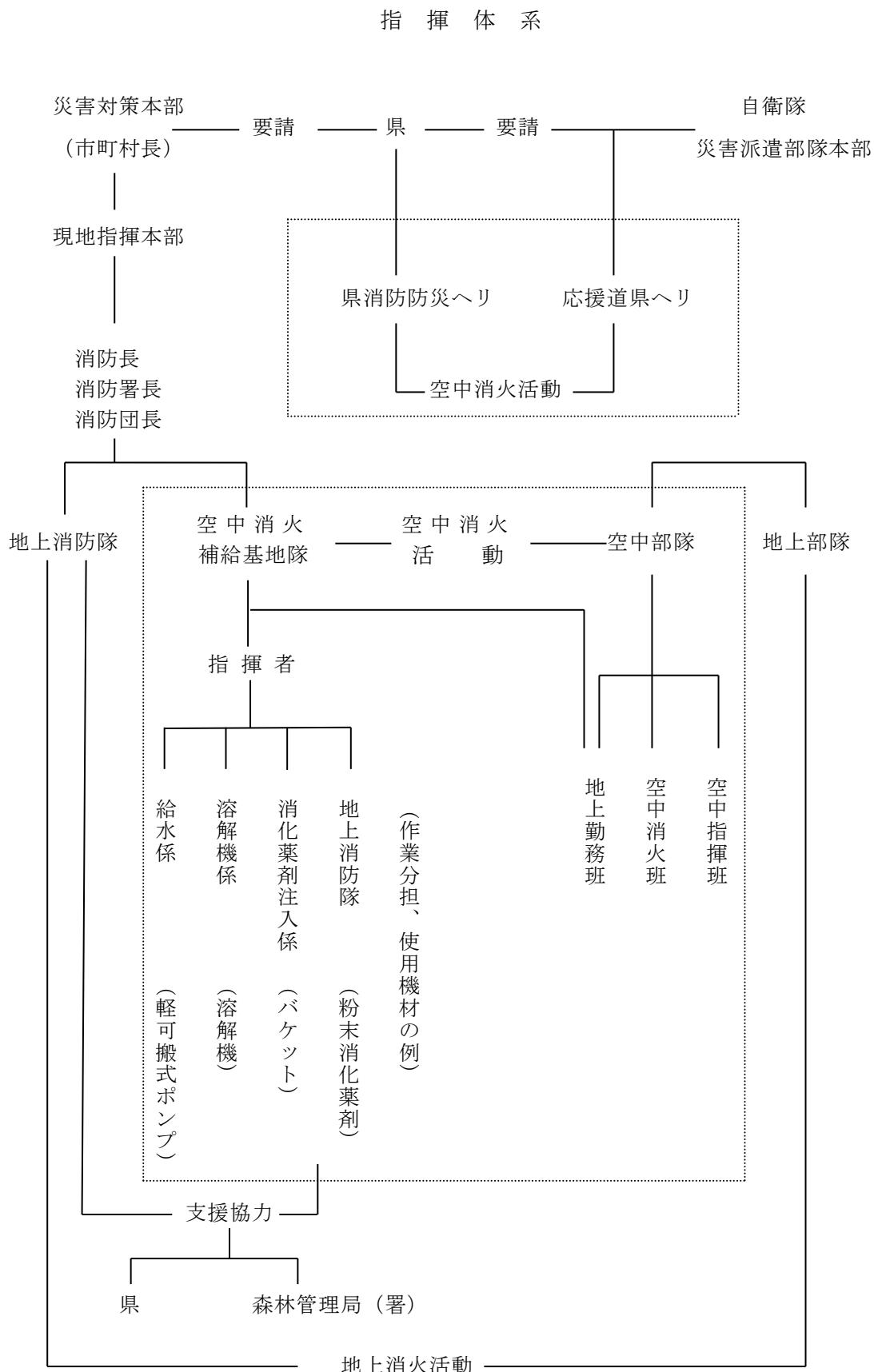
この要領は、平成23年1月19日から施行する。

別表 1

林野火災発生連絡通報系統図



別表 2



別表3

地上作業班の編成及び作業内容

名 称	資 機 材	人員	任 務	作 業 内 容
指揮者		1	現地ヘリポート指揮全般	消防基地から現地のヘリポートへ輸送された資機材について、現地ヘリポートの作業全般について指揮をする。
搬送係	クレーン付きトラック	5	消防資機材の搬送	消防薬剤、バケット、熔解機、組立水槽、軽可搬式ポンプ、バッテリー等の資機材を消防基地へ搬送する。
給水係	軽可搬式ポンプ	1	水源地から消防ポンプで熔解機に給水 (中水量の決定)	水源地から軽可搬式ポンプで熔解機に給水する。(送水圧力1.0Mpa)
熔解機係	熔解機	1	熔解機の運転	薬液の濃度をバルブで調整する。 注入開始・停止のバルブ操作をする。
消防薬剤注入係	バケット	1	消化剤水溶液を散布装置(バケット型)に注入(注入量の決定)	熔解機よりホースを延ばし、専用ノズルを取り付ける。 熔解機の濃度調整作業の水が止まり次第、組立水槽に専用ノズルを引っかける。 注入後、ノズルをはずし待機する。
消防薬剤係	粉末消防薬剤	3	粉末消防薬剤を熔解機に投入	15リットル缶より消防薬剤を取り出して投入の準備をし、熔解機、消防薬剤注入の準備を確認後、ホッパーから溢れないよう投入する。
記録係	時計、カメラ	1	ヘリコプターの飛行回数、離着陸時間の記録	ヘリコプターの飛行回数と離着陸時間の計測を行う。

（3）秋田県林野火災空中消火運営実施要領細則

秋田県林野火災空中消火運営実施要領による空中消火作業のうち、県が実施するものについて、次によるものとする。

第5 関係

林野火災発生連絡通報系統のうち、連絡の主務担当は、総合防災課は消防班、林業木材産業課は調整・企画・担い手班、地域企画課は危機管理を所管する班、森づくり推進課は林業振興班とする。

第6の2の(2)関係

- 1 県が保管する資機材及び薬剤の現地への輸送は、総合防災課が行うものとする。
- 2 市町村が輸送する場合は、総合防災課は、速やかに搬送できるよう協力するものとする。

第6の2の(3)関係

資機材の取り扱い等別表3の技術指導は、総合防災課の職員がこれにあたるものとする。

第9 関係

- 1 資機材及び薬剤は、総合防災課が常時点検整備しておくこと。
- 2 整備に要する費用は、総合防災課が負担する。

第10 関係

費用負担等の協議は、総合防災課が行う。

附 則 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成23年1月19日から施行する。

第10 公用負担に関する資料

災害時における応急的な物的公用負担については、災害対策基本法、災害救助法等各種法令に規定されている。これらの各種法令に基づく処分権者、処分の条件、範囲、補償等及び公用令書の交付、受領の手続きについては次のとおりである。

1 事前の手続

市町村長が行う応急公用負担は、現地における緊急性に富むものとの考え方から、事前の手続きを要件としないが、知事、指定行政機関の長等の公用負担権はそれほど緊急性を要求していないものであり、かつ慎重な手続きを経るべきものであるから公用令書の交付が必要である。

2 市町村長等の公用負担一覧表

処分権者	条件	範囲	補償等	根拠条項
市町村長 (警察署長) (管区海上保安部の事務所長)	災害が発生する恐れがあるとき	災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。		災害対策基本法 第59条
市町村長 (警察官) (自衛官) (海上保安官)	当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき	当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。	当該処分により通常生ずべき損失を補償する。	災害対策基本法 第64条第1項 第82条
市町村長 (警察官) (自衛官) (海上保安官)	当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき	現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（「工作物等」）の除去その他必要な措置をとることができる。		災害対策基本法 第64条第2項
消防吏員 消防団員	消防若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるとき	火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができます。		消防法 第29条第1項

消防長 消防署長 (消防団長)	火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるとき	延焼の虞がある消防対象物及びこれらのもの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。		消防法 第29条第2項
	消防若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるとき	消防法第29条第1項及び第2項に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。	損害を受けた者からその損失の補償の要求があるときは、時価により、その損失を補償するものとする。	消防法 第29条第3項
水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防のため緊急の必要があるとき	水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。	時価によりその損失を補償しなければならない。	水防法 第28条

3 公用令書の記載事項及び様式

(1) 公用令書の記載事項 (災害対策基本法第81条第2項)

- ① 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- ② 当該処分の根拠となった法律の規定
- ③ 従事命令にあっては従事すべき業務、場所及び期間、保管命令にあっては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間、施設等の管理、使用又は収用にあっては管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日

(2) 公用令書の様式

(災害対策基本法施行規則第7条、別記様式第5～第7)

① 別記様式第5

従事第	号	公 用 令 書	住 所												
			氏 名												
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとお		従事	を命ずる。												
		協力													
処分権者 氏 名			印												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">従事すべき業務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事すべき場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事すべき期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出頭すべき日時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出頭すべき場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>				従事すべき業務		従事すべき場所		従事すべき期間		出頭すべき日時		出頭すべき場所		備 考	
従事すべき業務															
従事すべき場所															
従事すべき期間															
出頭すべき日時															
出頭すべき場所															
備 考															

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

② 別記様式第6

保管第 号	公用令書			
	住 所 氏 名			
災害対策基本法 第71条 第78条第1項	の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。			
年 月 日				
処分権者 氏名 印				
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

③ 別記様式第7

管理第 号	公用令書			
	住 所 氏 名			
災害対策基本法 第71条 第78条第1項	の規定に基づき、次のとおり 管理 を 使用 する。 収用			
年 月 日				
処分権者 氏名 印				
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

4 公用変更又は解消

知事又は指定行政機関の長等（以下「処分権者」という。）が、公用令書を交付した後、変更を必要とする場合又は処分の必要のなくなった場合は、遅滞なく公用変更令書又は公用取消令書を交付する。（災害対策基本法施行規則第7条、別記様式第8・第9）

① 別記様式第8

変更第 号	公用変更令書														
	住 所 氏 名														
災害対策基本法 第71条 第78条第1項	の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に係る														
処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。															
年 月 日															
処分権者 氏 名					印										
<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>															

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

② 別記様式第9

取消第 号	公用取消令書														
	住 所 氏 名														
災害対策基本法 第71条 第78条第1項	の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に係る														
処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。															
年 月 日															
処分権者 氏 名					印										
<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>															

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

5 公用令書の取扱い

- (1) 公用令書を受領した者は、ただちに受領書を提出し公用令書の記載事項に従い処分権者に物資の引渡し又は保管、管理、使用の指示に従わなければならない。
- (2) 物資の引渡しにあたって、引渡しを受けた官吏又は吏員は受領調書を作り所有者又は占有者に交付する。

6 損失補償の手続

公用令書を受領した場合、損失の補償を請求しようとする者は、次により損失補償請求書を処分権者に提出する。

なお、この請求書には損失補償額算出明細書を添付するものとし、受領調書の交付を受けた場合は、その写を添付すること。

- (1) 保管、管理、使用の場合は、期間満了後を原則とするが1か月を経過する毎に、その経過した部分について提出しても差支えないこと。
- (2) 収用の場合は、収用後3か月以内

第11 危険物等に関する資料

1 危険物施設等一覧表

(1) 製造所 → なし

(2) 貯蔵所

①屋内貯蔵所

事業所名	品 名
小坂製錬(株)	第2類硫黄
東邦工業(株)	1石トルエン
シー・アンド・シー(有)	1石シンナー類、2石、3石、4石
十和田オーディオ(株)	特殊、1石、アルコール、2石

②屋外タンク貯蔵所

事業所名	品 名
小坂製錬(株) 鉛電気炉	原油、4石
小坂製錬(株) ビスマス工場	A重油
小坂製錬(株) 新炉下	A重油
小坂製錬(株) 土壤リサイクル熱処理工場	A重油
小坂町立総合博物館	灯油
(株)日本ページーエム小坂工場	A重油
エコシステム小坂 金属・蒸気回収炉	A重油
小坂製錬(株) 鉛電解・ビスマス	A重油
エコシステムリサイクリング(株)	重油
エコシステム小坂株式会社	A重油

③屋内タンク貯蔵所 → なし

④地下タンク貯蔵所

事業所名	品 名	備 考
障害者支援施設 あすなろ	重油	
障害者支援施設 更望園	灯油	
福祉保健総合センター	灯油	
小坂小学校	重油	
小坂町交流センター	灯油	
ホテル小坂ゴールドパレス	灯油	
独立行政法人 石油天然ガス金属鉱物資源機構	灯油	
十和田オーディオ(株)	灯油	
十和田湖 湖秀亭	重油	休止
十和田湖レーキビューホテル	重油	休止
十和田ホテル	重油	
消防小坂分署	灯油	
あかしあの郷	灯油	
日本海沿岸東北自動車道 雪沢TN電気室	軽油	

⑤簡易タンク貯蔵所

事業所名	品名
オートリサイクル秋田(株)	ガソリン

⑥移動タンク貯蔵所

事業所名	品名
(株)小坂エナジー公園通り給油所	灯油、軽油
(株)芳賀文蔵商店	灯油
(株)工藤米治商店	灯油、軽油
東北つばめ石油販売(株) 十和田湖給油所	灯油
(株)アニモ小坂給油所	灯油、軽油

⑦屋外貯蔵所

事業所名	品名
(株)工藤米治商店	重油、オイル

(3) 取扱所

①給油取扱所

事業所名	品名
(株)アニモ小坂給油所	ガソリン、軽油、灯油、オイル、廃油
(株)小坂エナジー公園通り給油所	ガソリン、軽油、灯油、4石
(株)芳賀文蔵商店小坂給油所	ガソリン、軽油、灯油、オイル
(株)工藤米治商店小坂給油所	ガソリン、軽油、灯油、オイル
東北つばめ石油販売(株) 十和田湖給油所	ガソリン、軽油、灯油

②第1種販売取扱所 → なし

③第2種販売取扱所 → なし

④移送取扱所 → なし

⑤一般取扱所

事業所名	品名
小坂製錬(株) 新炉	A重油
小坂製錬(株) 熱風炉【前処理棟】	A重油
小坂製錬(株) 鉛電気炉	原油(第1石油)、4石冷却油
小坂製錬(株) SRD	A重油
小坂製錬(株) 新炉 石炭粉碎乾燥	A重油
小坂製錬(株) 湿式処理工場	A重油
十和田プリンスホテル	灯油
小坂中学校	灯油

第12 給水、給食に関する資料

1 取水施設一覧

種別	取水地点	一日最大給水量(m ³)	備考
上水道	小坂町上向字小滝沢地内	1, 060	
	小坂町小坂字松倉出口地内	2, 400	
大川岱簡易水道	小坂町十和田湖字国有林	20	湧水

2 給水器材

種類	容量	数量	備考
積載タンク	2, 000L	1	水道班管理(注水口:町野式栓(60))
応急給水袋	10L	100	水道班管理
	6L	1, 300	
簡易給水槽	350L	1	

3 水道業者

名称	住所	電話番号	備考
熊谷施設工業(株)	小坂町小坂字岩沢平39-7	29-5837	
(有)小坂水道	小坂町小坂字大生手2	29-3495	
大館桂工業(株)	小坂町小坂字五十刈3-11	29-3421	
(株)翼工業所	小坂町小坂字上谷地47	29-2270	
(株)イトウ建材店	小坂町小坂鉱山字栗平11-13	29-3166	
(有)浪岡設備	小坂町小坂字曲戸75-12	29-2307	

4 給食施設

(1) 町立学校等

名称	数	供給食数	備考
小坂小中学校	1	230	

(2) その他の施設

名称	数	供給食数	備考
小坂町交流センター	1	40	
小坂町福祉保健総合センター	1	60	
七滝公民館	1	30	
川上公民館	1	20	

第13 防疫及び清掃に関する資料

1 ごみ処理施設一覧表

施設名	所在地	電話番号	処理能力(t/日)	処理方法
鹿角ごみ処理場	鹿角市十和田毛馬内字鹿倉崎26	35-2958	60	焼却

2 し尿処理施設一覧表

施設名	所在地	電話番号	処理能力(kl/日)	処理方法
鹿角し尿処理場	鹿角市十和田毛馬内字鹿倉崎26	35-4661	90	

3 ごみ委託業者運搬車保有状況一覧表

施設名	所在地	電話番号	特殊車台数	ダンプ台数	トラック台数
(有)ホクセイ	鹿角市花輪字高沢6-1	23-3751	4		
(有)かづのクリーンサービス	鹿角市十和田山根字中ノ平2-8	30-3570	4		

4 し尿許可業者運搬車保有状況一覧表

施設名	所在地	電話番号	台数	適用
鹿角衛生協業組合	鹿角市花輪字蒼前平6	23-7501	11	し尿・汚泥

5 ごみ許可業者運搬車保有状況一覧表

施設名	所在地	電話番号	特殊車台数	ダンプ台数	トラック台数
(有)ホクセイ	鹿角市花輪字高沢6-1	23-3751	5	2	3
(有)かづのクリーンサービス	鹿角市十和田山根字中ノ平2-8	30-3570	6	1	3
東北ビル管財(株) 鹿角営業所	鹿角市花輪字諏訪野92	25-3660	4		2

第14 災害危険箇所に関する資料

1 急傾斜地崩壊危険箇所（県河川砂防課）

(1) ランク I

箇所番号	箇所名	大字	小字	告示年月日	告示番号
I-93	横道1号	小坂	上谷地 横道	H23.11.22	493
I-96	山の手	小坂鉱山	尾樽部	H28.01.22	49
I-97	尾樽部	小坂鉱山	尾樽部	H28.01.22	50
I-98	北あけばの	小坂鉱山	尾樽部	H28.01.22	50
I-100	下小坂	小坂	曲戸 下小坂	H28.01.22	49
I-101	金窪	小坂鉱山	尾樽部	H28.01.22	49
I-103	岩沢	小坂	岩沢平	H28.01.22	49
I-105	大生手	小坂	大生手	H28.01.22	49
I-107	大地	大地	上村	H28.01.22	49
I-109	荒川1号	荒谷	荒川	H28.01.22	49
I-110	荒川	荒谷	荒川	H28.01.22	49
I-111	万谷	荒谷	万谷	H28.01.22	50
I-1106	細越	小坂	細越	H23.11.22	493
I-1107	横道3号	小坂	横道	H23.11.22	493
I-1108	山の手1号	小坂鉱山	尾樽部	H28.01.22	49

(2) ランク II

番号	箇所名	大字	小字	告示年月日	告示番号
II-54	大生手1号	小坂	大生手	H28.01.22	49
II-55	大生手2号	小坂	大生手	H28.01.22	49
II-56	横道2号	小坂	横道	H23.11.22	493
II-57	岩沢平	小坂	岩沢平	H28.01.22	49
II-58	上小坂	小坂	上小坂	H28.01.22	49
II-59	ひまわり	小坂鉱山	尾樽部	H28.01.22	50
II-60	中小坂	小坂	中小坂	H28.01.22	49
II-61	大稻坪	小坂	大稻坪	H28.01.22	49
II-62	銀山町	小坂鉱山	尾樽部	H28.01.22	50
II-63	万谷2号	荒谷	万谷	H28.01.22	49

2 地すべり

(1) 県河川砂防課

(H25年3月現在)

箇所番号	箇所名	水系名	渓流名	大字	危険箇所面積	告示年月日
11	若木立	米代川	古遠部川	小坂	10.4	R01.11.05
12	大地	米代川	小坂川	大地	12.8	R01.11.05
13	古遠部沢	米代川	古遠部川	古遠部沢	38.4	R01.11.05

(2) 東北森林管理局

(H25年3月現在)

番号	箇所名	大字	小字	面積 ha	地区内保全対象			摘要
					人家	公共施設	道路	
303-1	大川岱	十和田湖	大川岱	71.00	53	2	県道	

3 砂防指定地（県河川砂防課）

番号	告示年月日	告示番号	渓流名	大字	指定面積(ha)	備考
8	昭11. 9.21	510	兎尻川	小坂	7.54	
10	昭12.11. 8	675	兎尻川	小坂	7.54	
18	昭16. 8.13	499	砂子沢川	小坂	7.54	
23	昭18. 4.30	242	苗代沢川	小坂	7.54	
53	昭28. 4.27	641	汁毛川	山根	7.54	
67	昭28. 7.25	1192	苗代沢川	小坂	7.54	
69	昭28. 7.25	1192	杉沢川	小坂鉱山	7.54	
70	昭28. 7.25	1192	松木沢川	小坂	7.54	
71	昭28. 7.25	1192	稻荷沢川	小坂鉱山	7.54	
85	昭29. 4.12	386	新遠部川	小坂	7.54	
161	昭34.10. 6	1946	砂子沢川	小坂	3.94	
170	昭36. 3. 7	317	古遠部川	小坂	0.80	
616	昭41.05.30	1635	大川岱沢川	十和田湖	32.98	
617	昭41.05.30	1635	相内川	小坂	10.07	
636	昭42.03.22	712	砂子沢川	小坂	95.76	
637	昭42.03.22	712	東又沢川	小坂	45.54	
638	昭42.03.22	712	西又沢川	小坂	58.76	
639	昭42.03.22	712	深沢川	小坂	6.12	
640	昭42.03.22	712	滝ノ沢川	十和田湖	9.92	
641	昭42.03.22	712	銀山沢川	十和田湖	7.92	
802	昭44.03.31	804	発荷沢川	十和田湖	5.17	
803	昭44.03.22	804	神田川	十和田湖	5.71	
844	昭46.08.04	1327	中発荷沢川	十和田湖	0.88	
845	昭46.08.04	1327	下発荷沢川	十和田湖	0.68	
951	昭50.04.30	803	小滝沢川	上向	1.26	
965	昭51.04.14	742	荒川	荒谷	2.19	

982	昭52.01.25	58	古遠部川	小坂	4.47	
1003	昭53.04.11	824	西又沢川	小坂	1.83	
1028	昭54.07.09	1199	釜ノ沢川	十和田湖	0.69	昭55.08.13 改正(1413)
1029	昭54.07.09	1199	鉛山沢川	十和田湖	1.38	昭56.01.23 訂正
1033	昭55.08.12	1406	新遠部川	小坂	1.04	
1034	昭55.08.22	1406	砂子沢川	小坂	1.09	
1057	昭55.08.22	1406	神田川	十和田湖	0.32	
1104	昭59.03.24	707	東又沢川 黒伏沢川	小坂	1.19	
1147	昭60.10.28	1432	砂子沢川	小坂	5.42	
1159	昭50.10.28	1432	大川岱沢川	十和田湖	0.75	
1194	昭62.01.26	104	小滝沢川	十和田湖	1.10	
1206	昭63.01.25	123	苗代沢川 重兵衛沢	小坂	1.45	
1276	平01.01.20	71	大川岱沢川	十和田湖	1.98	
1277	平01.01.20	71	兎尻川	小坂	5.26	
1284	平01.10.06	1692	五升台沢川	大地	0.56	
1300	平02.01.25	81	若木立沢川	小坂	0.96	
1357	平04.02.06	240	苗代沢川	小坂	0.54	
1429	平05.12.07	2280	成森沢川	小坂	1.26	
1461	平07.02.22	269	余路米沢川	小坂	3.29	
1462	平07.02.22	269	山手小沢川 成森小沢川	小坂鉱山	1.68	
1702	平24.05.25	632	冷川ノ沢	小坂		
1719	平28.05.17	755	八九郎東沢	小坂		

4 土石流危険渓流[I] (県河川砂防課)

箇所番号	水系名	河川名	渓流名	所在地等	告示年月日	告示番号	砂防指定有無
I-66	米代川	古遠部川	若木立沢川	若木立	H23.11.22	494	有
I-67	米代川	小坂川	八九郎東沢1	大石平	R03.08.10	437	
I-68	米代川	小坂川	八九郎東沢2	大石平	R03.08.10	437	
I-69	米代川	小坂川	角の沢	細越	H23.11.22	493	
I-70	米代川	小坂川	細越沢	細越	H23.11.22	493	
I-71	米代川	小坂川	重兵衛北の沢	杉沢	H28.01.22	49	
I-72	米代川	小坂川	尾樽部1の沢	尾樽部	H28.01.22	50	有
I-73	米代川	小坂川	尾樽部2の沢	尾樽部	H28.01.22	49	
I-74	米代川	小坂川	山手沢	尾樽部	H28.01.22	49	
I-75	米代川	小坂川	成森沢1	尾樽部	H28.01.22	50	有
I-76	米代川	小坂川	成森沢3	尾樽部	H28.01.22	50	有
I-77	米代川	小坂川	成森沢2	尾樽部	H28.01.22	50	有
I-78	米代川	小坂川	古苦竹西沢	横道	H23.11.22	493	
I-79	米代川	小坂川	上小坂沢	上小坂	H28.01.22	49	
I-80	米代川	小坂川	中小坂沢	中小坂	H28.01.22	49	

I-81	米代川	小坂川	下小坂沢	下小坂	H28. 01. 22	50	
I-82	米代川	小坂川	岩沢	下上山	H28. 01. 22	49	
I-83	米代川	小坂川	カドノサワ	下上山	H28. 01. 22	49	
I-84	米代川	小坂川	大稻坪沢	大稻坪	H28. 01. 22	50	
I-85	米代川	小坂川	大地沢	村沢	H28. 01. 22	49	
I-86	米代川	小坂川	五升台沢	村沢	H28. 01. 22	50	有
I-87	米代川	小坂川	つつじ平沢	上ノ平	H28. 01. 22	49	
I-88	米代川	小坂川	四谷	上ノ平	H28. 01. 22	49	
I-89	米代川	小坂川	丹沢	万谷	H28. 01. 22	50	
I-90	米代川	小坂川	四十九番沢	万谷	H28. 01. 22	50	
I-91	十和田湖	十和田湖	滝ノ沢川	滝ノ沢	H30. 12. 04	564	有
I-92	十和田湖	十和田湖	銀山沢	銀山	H30. 12. 04	564	
I-93	十和田湖	十和田湖	和井内北の沢	大川岱	H30. 12. 04	565	
I-94	十和田湖	十和田湖	深沢川	大川岱	H30. 12. 04	564	有
I-95	十和田湖	十和田湖	大川岱沢川	大川岱	H30. 12. 04	565	有
I-96	十和田湖	十和田湖	和井内沢	生出	H29. 05. 19	263	
I-97	十和田湖	十和田湖	生出沢	生出	H29. 05. 19	263	
I-98	十和田湖	十和田湖	発荷沢川	生出	H29. 05. 19	264	有
I-99	十和田湖	十和田湖	中発荷沢川	生出	H29. 05. 19	263	有
I-100	十和田湖	十和田湖	下発荷沢川	生出	H29. 05. 19	264	有
I-101	十和田湖	十和田湖	発荷沢	生出	H29. 05. 19	264	
I-102	十和田湖	十和田湖	休平西沢	休平	H29. 05. 19	263	
I-103	十和田湖	十和田湖	休平沢	休平	H29. 05. 19	263	

土石流危険渓流[Ⅱ] (県河川砂防課)

箇所番号	水系名	河川名	渓流名	所在地等	告示年月日	告示番号	砂防指定有無
II-76	米代川	古遠部川	若木立沢2	若木立	H23. 11. 22	493	
II-77	米代川	古遠部川	若木立沢3	相内	H23. 11. 22	493	
II-78	米代川	古遠部川	大森北の沢	相内	H23. 11. 22	493	
II-79	米代川	小坂川	大ノ森沢	大森平	H23. 11. 22	493	
II-80	米代川	小坂川	冷川ノ沢	冷川	R03. 08. 10	437	
II-81	米代川	小坂川	冷川ノ沢1	冷川	H23. 11. 22	494	
II-82	米代川	余路米沢川	余路米沢	余路米沢	H23. 11. 22	493	
II-83	米代川	余路米沢川	余路米沢2	余路米沢	H23. 11. 22	493	
II-84	米代川	余路米沢川	余路米沢3	余路米沢	H23. 11. 22	493	
II-85	米代川	砂子沢川	きんい沢	砂子沢	H23. 11. 22	493	
II-86	米代川	砂子沢川	砂子沢	砂子沢	H23. 11. 22	493	
II-87	米代川	砂子沢川	湯の谷地沢	湯谷地	H23. 11. 22	494	
II-88	米代川	小坂川	矢柄平沢	矢柄平	H23. 11. 22	493	
II-89	米代川	小坂川	一の渡沢	一ノ渡	H23. 11. 22	493	
II-90	米代川	小坂川	重兵衛沢	杉沢	H28. 01. 22	50	有
II-91	米代川	小坂川	堀内南沢	堀内沢	H23. 11. 22	493	
II-92	米代川	小坂川	銀山町沢	尾樽部	H28. 01. 22	50	
II-93	米代川	小坂川	小坂の沢	上小坂	H28. 01. 22	50	有
II-94	米代川	小坂川	大稻平西の沢	沢	H28. 01. 22	49	
II-96	米代川	荒川	藤原平沢1	藤原	R01. 11. 05	258	

II-97	米代川	荒川	小滝沢	藤原	R01. 11. 05	257	
II-99	米代川	荒川	藤原平沢 2	藤原	R01. 11. 05	258	
II-100	米代川	荒川	二渡の沢	二タ渡	H30. 12. 04	565	
II-101	十和田湖	十和田湖	小滝沢川	滝ノ沢	H30. 12. 04	564	有
II-102	十和田湖	十和田湖	鉛山沢川	鉛山	H30. 12. 04	564	有
II-103	十和田湖	十和田湖	釜の沢川	鉛山	H30. 12. 04	564	有
II-104	十和田湖	十和田湖	中ノ平沢 1	中ノ平	H29. 05. 19	263	
II-105	十和田湖	十和田湖	中ノ平沢 2	中ノ平	H29. 05. 19	263	

土石流危険渓流[III] (県河川砂防課)

箇所番号	水系名	河川名	渓流名	所在地等	告示年月日	告示番号	砂防指定有無
III-24	米代川	小坂川	小坂鉱山の沢	杉沢	R01. 11. 05	257	
III-25	米代川	小坂川	小坂鉱山左沢	杉沢	R01. 11. 05	258	

5 山地

(1) 山腹崩壊危険地区 (東北森林管理局)

番号	位 置		面 積 ha	地区内保全対象			摘要
	大字	地区名		人家戸数	公共施設	道 路	
303-1	小坂	古遠部	2.00			県 道	
303-2	十和田湖	休平	5.00	15		国 道	

(2) 山腹崩壊危険地区 (県森林整備課) (H29.3「山地災害危険地区調査」より)

地区番号	位 置		面 積 ha	地区内保全対象			摘要
	大字	地区名		人家戸数	公共施設	道 路	
303-							
0001	大地	蛇平	13		1	町 道	
0002	大地	上村	2			町 道	
0003	大地	上沢	5	11		町 道	
0004	大地	鳥帽子	6	0		林 道	
0005	小坂	坂ノ上	3	20		町 道	
0006	小坂	下小坂	5	52	2	県 道	
0007	小坂	沢	9			県 道	
0008	小坂	沢	1		0	県 道	
0009	小坂	白長根	5	1	1	県 道	
0010	小坂	白長根	5	60		県 道	
0011	小坂	道合	13	65	1	国 道	
0012	小坂	岱岱	3			国 道	
0013	小坂	坂ノ影	4	39		国 道	
0014	小坂	円川原	13	3		国 道	
0015	上向	歌脇	2	4		国 道	
0016	小坂	向田表	4	37		国 道	
0017	小坂	新遠部	5			町 道	
0018	小坂	若木立	2	0		町 道	
0019	小坂	若木立	1	3		町 道	

0020	小坂	若木立	12	10		国 道	
0021	小坂	冷川	9	10		町 道	
0022	小坂	大森平	7	2		町 道	
0023	小坂	大森平	2	0		町 道	
0024	小坂	大石平	7	4	3	町 道	
0025	小坂	余路米	4	6		町 道	
0026	小坂	余路米	2			町 道	
0027	小坂	余路米沢	2	3		町 道	
0028	小坂	余路米	2	10	2	町 道	
0029	小坂	砂子沢	16	14	1	町 道	
0030	小坂	錠	2			町 道	
0031	小坂	大木原	11	20		町 道	
0032	小坂	渋沢出口	4	7		国 道	
0033	小坂	矢柄平	7	6		国 道	
0034	小坂鉱山	杉沢	4	2		町 道	
0035	小坂鉱山	杉沢	2			町 道	
0036	小坂鉱山	尾樽部	8	45	1	県 道	
0037	小坂	金畠	5	95		町 道	
0038	小坂	金畠	8	70	1	国 道	
0039	荒谷	手紙沢	5	15		国 道	
0040	小坂	金畠	12	12		町 道	
0041	小坂	大生手	2			町 道	
0042	上向	一卜渡	2			県 道	
0043	上向	一卜渡	9			県 道	
0044	上向	藤原	9	11		県 道	
0045	上向	小滝	2			町 道	
0046	上向	藤原	4	11	1	県 道	
0047	上向	歌脇	1	1		県 道	
0048	上向	歌脇	1			県 道	
0049	上向	一卜渡	9	1		県 道	
0050	上向	坂ノ下	3			町 道	
0051	小坂	大生手	4			町 道	
0052	荒谷	手紙沢	2			町 道	
0053	荒谷	荒川	6	33	3	国 道	
0054	荒谷	万谷	10	36	1	国 道	
0055	上向	上横越	2	1		町 道	
0056	上向	上鴨沢	3			町 道	
0057	上向	下鴨沢	6			町 道	
0058	上向	長木沢	3	2		町 道	

(3) 崩壊土石流危険地区 (東北森林管理局)

番 号	位 置			面積 ha	地区内保全対象			摘要
	大字	地区名	名 称		人家戸数	公共施設	道路	
303- 1	小坂	若木立	若木立 1	2.70	11		国道	
303- 2	小坂	若木立	若木立 2	0.27			国道	
303- 3	小坂	古遠部	古遠部 1	0.60	24		国道	

303- 4	小坂	古遠部	古遠部 2	0.06	7		国道	
303- 5	十和田湖	休平	休平	0.90	15		国道	
303- 6	十和田湖	和井内	発荷	1.20	10		国道	
303- 7	十和田湖	和井内	生出	0.45	1		国道	
303- 8	十和田湖	和井内	ウマミチ沢	1.50			県道	
303- 9	十和田湖	和井内	サルハナ沢	1.62			県道	
303-10	十和田湖	鉛山	カイガイ沢	1.68			県道	
303-11	十和田湖	鉛山	赤御堂沢	0.36			県道	
303-12	十和田湖	銀山	銀山	1.92			県道	
303-13	十和田湖	銀山	岩カケ沢	0.42			県道	

(4) 崩壊土石流危険地区（県森林整備課）

箇所番号	位置		面積 ha	地区内保全対象			摘要
	大字	地区名		人家戸数	公共施設	道路	
303- 0001	大地	渋沢	2.3	37	2	町道	
0002	大地	乙坂ノ下	0.5	40	1	町道	
0003	小坂	沢	0.6	4		国道	
0004	小坂	下上山	1.4	48		国道	
0005	小坂	横館	0.2	17	1	国道	
0006	小坂	鯰沢	1.2			県道	
0007	小坂	下上山	1.1			町道	
0008	小坂	中小坂	0.7			県道	
0009	小坂	丑森	2.1	325	15	国道	
0010	小坂	横道	0.1	62		国道	
0011	小坂	堀内沢	1.6	140	3	国道	
0012	小坂	堀内沢	3.6	146	3	国道	
0013	小坂	細越	0.1	17		国道	
0014	小坂	坂ノ影	0.2	0		国道	
0015	小坂	円川原	0.2	0		国道	
0016	小坂	円川原	0.1	3		国道	
0017	小坂	姥渕	0.5	3		国道	
0018	小坂	姥渕	0.6			国道	
0019	小坂	向田表	1.4	8		国道	
0020	小坂	向田表	0.7	29		国道	
0021	小坂	田ノ沢	0.6			国道	
0022	小坂	田ノ沢	0.2			国道	
0023	小坂	田ノ沢	1.8	39		国道	
0024	小坂	若木立	0.3	7		国道	
0025	小坂	若木立	0.2	8		国道	
0026	小坂	若木立	0.5	0		国道	
0027	小坂	若木立	0.2	6		国道	
0028	小坂	相内	0.8	2		国道	
0029	小坂	相内	4.7	2		国道	
0030	小坂	荻平	0.5	0		町道	
0031	小坂	荻平	0.7	24		国道	
0032	小坂	大森平	0.1	0		町道	
0033	小坂	大石平	0.6	1		町道	

0034	小坂	台作	0.2	9	1	町道	
0035	小坂	余路米	0.5	16	2	町道	
0036	小坂	台作	0.5	6		町道	
0037	小坂	台作	0.6	2		町道	
0038	小坂	台作	0.4	0		町道	
0039	小坂	余路米沢	7.4	3		町道	
0040	小坂	錠	1.5			町道	
0041	小坂	錠	0.2			町道	
0042	小坂	向	1.4	5	1	町道	
0043	小坂	向	2.4	1		町道	
0044	小坂	大木原	1.0	2		町道	
0045	小坂	渋沢出口	1.0	6		国道	
0046	小坂	矢柄平	0.8	4	1	国道	
0047	小坂	一ノ渡	0.2			国道	
0048	小坂鉱山	杉沢	1.0	6		町道	
0049	小坂鉱山	杉沢	0.3	4		町道	
0050	小坂鉱山	杉沢	1.8	112	4	県道	
0051	小坂鉱山	杉沢	0.4	1		町道	
0052	小坂鉱山	杉沢	2.5	3		町道	
0053	小坂鉱山	堀切	4.9			県道	
0054	小坂鉱山	尾樽部	0.1			町道	
0055	小坂鉱山	尾樽部	0.1	10		町道	
0056	小坂鉱山	尾樽部	0.8	34	2	町道	
0057	小坂	大生手	0.4	58		県道	
0058	上向	坂ノ下	0.2			町道	
0059	小坂鉱山	尾樽部	0.1			町道	
0060	上向	一卜渡	0.2			県道	
0061	小坂鉱山	堀切	0.5			県道	
0062	小坂鉱山	堀切	2.7			県道	
0063	上向	藤原	0.3	5		県道	
0064	上向	物草沢	1.6	12		県道	
0065	上向	滝ノ下	0.5	12		県道	
0066	上向	栗土頭	0.6			県道	
0067	上向	歌脇	0.3			県道	
0068	上向	歌脇	0.5			県道	
0069	上向	二夕渡	0.3			町道	
0070	上向	鳶沢	0.5	2		町道	
0071	上向	上筈畠	3.3			町道	
0072	上向	上鴨沢	1.1			町道	
0073	上向	上平	0.5			町道	
0074	上向	長木沢	0.5			町道	
0075	上向	長木沢	0.1	2		町道	

6 雪崩危険地区・危険箇所

(1) 雪崩危険地区 (県森林整備課)

番号	箇所名	大字	面積 ha	地区内保全対象			摘要
				人家	公共施設	道路	
303-01	金畠	小坂				町道	
303-02	横道	小坂		16		国道	
303-03	一ノ瀬	上向				県道	
303-04	矢柄平1	小坂				国道	
303-05	矢柄平2	小坂				国道	

(2) 雪崩危険箇所 (県河川砂防課)

番号	箇所名	大字	字	人家個数	摘要
I-55	大川岱	十和田湖	大川岱	2	
I-56	和井内	十和田湖	和井内	0	
I-57	発荷1号	十和田湖	生出	0	
I-58	発荷2号	十和田湖	中ノ平	2	
I-59	余路米	小坂	余路米	5	
I-60	古苦竹1号	小坂	横道	79	
I-61	古苦竹2号	小坂	横道	14	
I-62	上小坂	小坂	上小坂	13	
I-63	尾樽部	小坂鉱山	尾樽部	5	
I-64	山手	小坂鉱山	尾樽部	6	
I-65	成森1号	小坂鉱山	尾樽部	30	
I-66	成森2号	小坂鉱山	尾樽部	32	
I-67	下小坂	小坂	下小坂	14	
I-68	岩沢1号	小坂	岩沢平	12	
I-69	岩沢2号	小坂	岩沢平	6	
I-70	大生手	小坂	大生手	5	
I-71	山崎1号	小坂	山崎	11	
I-72	山崎2号	小坂	大生手	11	
I-73	荒川	荒谷	荒川	8	
I-74	万谷	荒谷	木ノ宮	8	
I-75	大地	大地	上村	10	
I-76	甚兵エ河原	大地	甚兵エ河原	0	
I-1151	大川岱1号	十和田湖	大川岱	1	
I-1152	休平	十和田湖	休平	25	
I-1153	砂子沢	小坂	砂子沢	6	
I-1154	細越	小坂	細越	9	
I-1155	銀山町	小坂鉱山	尾樽部	8	
I-1156	長沢	上向	長沢	6	
I-1157	手紙沢	荒谷	手紙沢	7	
I-1158	手紙沢1号	荒谷	手紙沢	5	
I-1159	七滝	荒谷	沢ノ口	1	

7 防雪施設（県道路課）

	工 種	路線名	箇所名	設置年度	延長(m)	備 考
1	スノージェット	国道103号	発荷1号	S46	60.0	M、門型
2	スノージェット	国道103号	発荷2号	S49～S51	51.0	M、門型
3	スノージェット	国道103号	発荷3号	S49～S50	54.0	M、門型
4	スノージェット	国道282号	古遠部	S59	30.0	PC逆L型
5	スノージェット	国道454号	滝ノ沢1号	S54～S56	222.0	M、門型
6	スノージェット	国道454号	滝ノ沢4号	S59～S62	108.0	M、逆L型
7	スノージェット	国道454号	滝ノ沢5号	S63	90.0	PC門型
8	スノージェット	国道454号	大川岱1号	S55、H1～H2	66.0	M、門型
9	スノージェット	国道454号	大川岱2号	S57～58、H2	57.0	M、門型
10	スノーシェルター	大館十和田湖	笹森	H10～H12	260.8	M
11	雪崩予防柵	国道103号	発荷1号	H1	50.0	14基
12	雪崩予防柵	国道282号	古遠部1号	S60～S61	30.0	15基
13	雪崩予防柵	国道454号	大川岱	S52	30.0	10基
14	雪崩予防柵	国道454号	滝の沢1号	S63	200.0	12基
15	雪崩予防柵	国道454号	鉛山1号	S60	100.0	21基
16	雪崩予防柵	国道103号	発荷2号	S50～S52	50.0	14基
17	雪崩予防柵	国道103号	発荷3号	S50～S52	50.0	14基
18	雪崩予防柵	国道103号	発荷4号	S50～S52	44.0	13基
19	雪崩予防柵	国道282号	古遠部2号	S60～S61	30.0	14基
20	雪崩予防柵	国道454号	滝ノ沢2号	H1～H2	220.0	46基
21	雪崩予防柵	国道454号	鉛山2号	S61	100.0	12基
22	雪崩予防柵	国道103号	休平	S50～S52	165.0	58基
23	雪崩予防柵	国道103号	休平	H5	34.0	18基
24	雪崩予防柵	国道103号	生出2号	H5～H7	96.0	30基
25	雪崩予防柵	国道282号	古遠部	H12	20.0	3基
26	雪崩予防柵	国道282号	古遠部	H12	30.0	12基
27	雪崩予防柵	国道282号	古遠部	H12	20.0	19基
28	雪崩防護柵	国道103号	休平	S51	150.0	
29	雪崩防護柵	国道282号	古遠部	S36	123.0	
30	雪崩防護柵	国道282号	古遠部	H12	13.0	
31	雪崩防護柵	国道282号	古遠部	H12	35.0	
32	雪崩防護柵	国道282号	古遠部	H12	29.0	
33	雪崩防護柵	国道454号	大川岱	S59～S60	70.0	

第15 災害危険区域の災害予防に関する資料

1 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域。

（1）土石流

山腹が崩壊して生じた土石等または渓流の土石等が、水と一緒にとなって流下する自然現象

① 土石流の発生のある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

（2）地すべり

土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象またはこれに伴って移動する自然現象

① 地すべり区域

② 地すべり区域の下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域

（3）急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）

傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象

① 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域

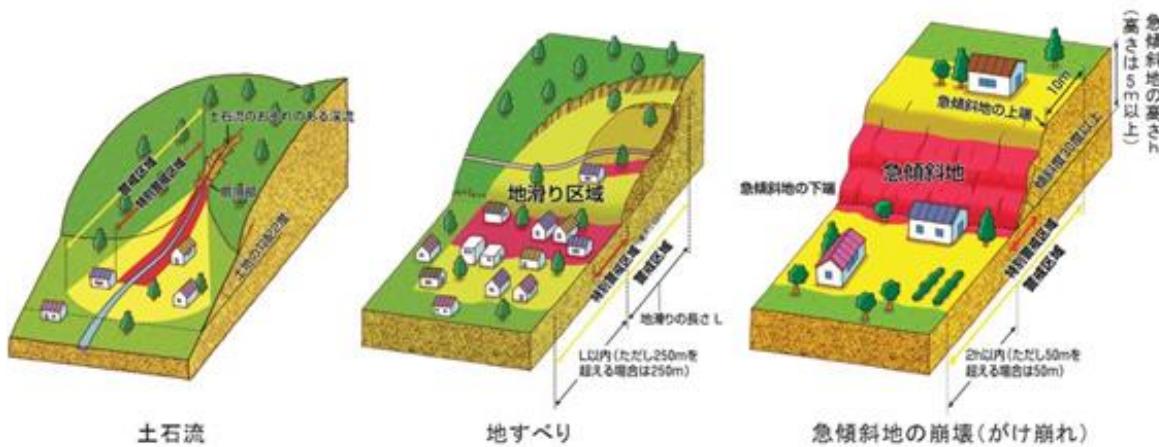
② 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域

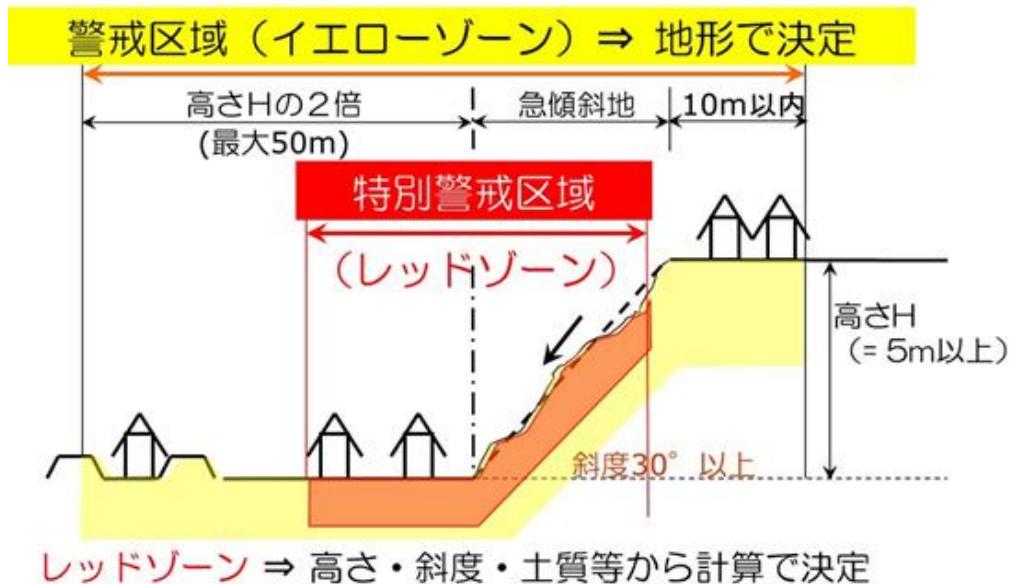
③ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

2 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害が発生した場合に、建築物に損害が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域

（土石等の移動等によって建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が耐えることのできる力を上回り、住民の生命または身体に著しい危害が及ぶおそれのある区域）





3 緊急移転を要する危険住宅の定義

災害危険住宅のうちで、とくに危険性が大きいもので、その判定は、おおむね次によるものとする。

(1) 洪水、なだれ

毎年1回以上洪水、あるいは、なだれにより被害をこうむっているもの、あるいは、河川や地形等の変化によって危険性が著しく大きくなつたもの。

(2) 土砂くずれ、土石流

がけ等の表層が崩れてきており、被害を現にこうむっているもの、あるいは、崩壊のきざしがあり、危険性が著しく大きいもの。

(3) 地すべり

急傾斜面に亀裂が生じたり、地鳴りがしたりして、地すべりの兆候が顕著で、危険性が著しく大きいもの。

(4) その他

落石、地盤沈下、高潮等により危険性が著しく大きいと認められるもの。

4 災害危険住宅の移転助成制度

(1) 災害危険住宅復興助成制度

- 防災のための集団移転促進事業
- がけ地近接住宅移転事業
- 秋田県災害危険住宅移転促進事業
- 住宅金融支援機構融資

(2) 住宅移転助成制度の適用範囲

助成制度の適用順位は原則として①集団移転②がけ地近接③県単位移転とする。

(3) 助成制度・住宅金融支援機構融資

助成制度	住宅金融支援機構融資
<ul style="list-style-type: none"> ・防災集団移転促進事業助成金 ・がけ地近接移転事業補助金 ・秋田県災害危険住宅移転促進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復興住宅融資 ・地すべり等関連住宅融資

第16 避難場所・避難所に関する資料

1 指定緊急避難場所一覧表

No.	名 称	所在地	面積 (m ²)	収容人員(人)	浸水想定 (m)	洪水	土砂	地震	大規模火災	内水	火山現象
1	小坂小学校グラウンド	小坂字赤神4-1	6,467	2,155	~0.5	—	○	○	○	○	○
2	旧七滝小学校グラウンド	荒谷字上ノ平27-1	7,581	2,527	—	○	○	○	○	○	○
3	旧小坂高等学校グラウンド	小坂字館平66-1	47,500	15,833	—	○	○	○	○	○	○
4	向陽運動場	小坂字上谷地29-1	9,800	3,266	—	○	○	○	○	○	○
5	川上グラウンド	小坂字下川原29-1	8,040	2,680	~3.0	—	○	○	○	○	○
6	中央公園	小坂字赤神13-2	70,500	23,500	~3.0	—	○	○	○	○	○
7	北あけぼの街区公園	小坂鉱山字尾樽部76-1	1,700	566	—	○	—	○	○	○	○
8	南あけぼの児童遊園	小坂鉱山字尾樽部76-1	1,600	533	—	○	○	○	○	○	○
9	向陽街区公園	小坂鉱山字苦竹31	2,800	933	—	○	○	○	○	○	○
10	鳥越街区公園	上向字谷地端25-1	2,900	966	—	○	○	○	○	○	○
11	東渡ノ羽街区公園	小坂鉱山字渡ノ羽1-49	3,200	1,066	~3.0	—	○	○	○	○	○
12	藤倉街区公園	小坂字山崎2-130	1,700	566	~3.0	—	○	○	○	○	○
13	十和田出張所	十和田湖字生出1-2	7,200	2,400	—	○	—	○	○	○	—

【「洪水・土砂・地震・大規模火災・内水・火山現象」の欄の○は適、—は不適】

2 指定避難所一覧表

No.	名 称	電話番号	所 在 地	給食設備	延面積 (m ²)	浸水想定 (m)	洪水	土砂	地震	大規模火災	内水	火山現象
1	向陽体育館	29-4446	小坂字上谷地41-1	—	1,892	—	○	○	○	○	○	○
2	小坂町交流センター	29-2069	小坂字砂森7-1	有	5,045	~0.5	—	○	○	○	○	○
3	七滝コミュニティセンター	29-3411	荒谷字沢ノ口16-1	有	1,222	—	○	—	○	○	○	○
4	川上公民館	29-2344	小坂字下川原28-2	有	2,492	~3.0	—	○	○	○	○	○
5	小坂小学校	29-2422	小坂字赤神4-1	有	5,641	~0.5	—	○	○	○	○	○
6	小坂中学校	29-3232	小坂字赤神4-1	有	2,668	~0.5	—	○	○	○	○	○
7	七滝活性化拠点センター	29-3827	荒谷字上ノ平27-1	—	2,326	—	○	○	○	○	○	○
8	小坂町福祉保健総合センター	29-3221	小坂字上前田7-1	有	2,057	~0.5	—	○	○	○	○	○
9	小坂マリア園	29-3222	小坂字上前田7-9	有	1,019	~0.5	—	○	○	○	○	○
10	障害者支援施設あすなろ	29-5226	小坂字仁吾平16	有	2,823	~3.0	—	○	○	○	○	○
11	障害者支援施設 更望園	29-3740	小坂字大石平45	有	1,204	~3.0	—	○	○	○	○	○
12	孫左衛門	29-3777	上向字藤原35-3	有	311	—	○	○	○	○	○	○
13	十和田ふるさとセンター	0176 58-5266	十和田湖字大川岱45-1	有	655	—	○	—	○	○	○	—
14	十和田出張所	0176 75-2351	十和田湖字生出1-2	有	756	—	○	—	○	○	○	—

【「洪水・土砂・地震・大規模火災・内水・火山現象」の欄の○は適、—は不適】

3 福祉避難所

No.	名 称	電話番号	所 在 地	給食 設備	延面積 (m ²)	浸水 想定 (m)	洪 水	土 砂	地 震	大 規 模 火 災	内 水	火 山 現 象
1	小坂町福祉保健総合センター	29-3221	小坂字上前田7-1	有	2,057	~0.5	—	○	○	○	○	○

【「洪水・土砂・地震・大規模火災・内水・火山現象」の欄の○は適、—は不適】

4 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

No	施設の名称	所在地	施設区分	
1	特別養護老人ホーム あかしあの郷	小坂町小坂鉱山字栗平 25-2	社会福祉施設	介護老人福祉施設
2	小坂小学校	小坂町小坂字赤神4-1	学校	小学校
3	小坂中学校	小坂町小坂字赤神4-1	学校	中学校
4	小坂町診療所	小坂町小坂字栗平25-1	医療施設	診療所(無床)
5	デイサービス ゆーとりあ	小坂町小坂字上前田7-1	社会福祉施設	通所介護(デイサービス)

5 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

No	施設の名称	所在地	施設区分	
1	特別養護老人ホーム サンホーム大石平	小坂町小坂字大石平30	社会福祉施設	介護老人福祉施設

第17 小坂町の災害発生状況

種別	震源地等	東北各地の震度	小坂町の状況
地震	十勝沖地震 M7.9 昭和43年5月16日発生	震度5 青森、八戸、むつ、盛岡 震度4 秋田、酒田、宮古、大船渡	住家、道路等に被害 製錬所の煙突が倒壊
	日本海中部地震 M7.7 昭和58年5月26日発生	震度5 秋田、深浦、むつ 震度4 青森、八戸、盛岡、酒田	住家、道路等に被害

種別	発生年月日	発生箇所等	被 害 状 況	被害額
水害	明40.9.17	堀切沢用水提決壊	銀山町より下方で流失家屋160戸、死者50余名、罹災者1,000余名 火災併発	不明
	昭10.8.23 ～24	全町	流失家屋14戸、損壊60戸、浸水824戸、他に道路、橋、耕地などの被害、避難所収容3,127名（小坂地区のみで）	103万円
	昭26.7.21	荒川川、汁毛川	河川21ヶ所、道路11ヶ所、橋12ヶ所のほか耕地被害	20,000万円
	昭41.8.12 ～13	川上	住家1棟流失 土木及び農地災害37ヶ所	11,395万円
	平29.7.22	全町	半壊2戸、床上浸水2戸、床下浸水5戸、道路冠水5箇所、土砂災害5箇所、農地被害1.9ha、	165万円
火災	昭10.6.17	元山 山神下	23棟の87戸焼失 罹災者490名	不明
	昭16.5.15	細越	山火事から延焼 集落28戸中23戸、50棟焼失	不明
	昭24.12.31	小坂鉱山病院	本館・東西両病棟焼失（約700坪）	3,000万円
	昭25.4.9	西渡ノ羽住宅	11棟全焼、2棟半焼 罹災49世帯279名。	1,000万円
	昭27.5.14	役場付近	役場に延焼 山手鉱山住宅にも飛び火 全焼9世帯43名	5,373万円
	昭28.4.9	大地	住家12棟全焼 罹災12世帯95名	1,455万円
	昭31.11.21	銀山町	住家23棟、非住家4棟全焼 罹災101名	2,980万円
	昭32.5.3	荒川	住家26棟、非住家17棟全焼 罹災27世帯159名	5,000万円
	昭46.5.27	尾樽部	住家5棟全焼 罹災5世帯22名	2,246万円
	平4.10.26	尾樽部	住家3棟全焼 死者1名 罹災3世帯13名	3,422万円
	平7.1.10	万谷	住家1棟全焼 死者1名	2,000万円
	平24.5.10	苦竹町営住宅	住家1棟全焼 死者1名	178万円
台風	昭56.8.23	15号	鹿角全域で家屋全壊15棟、半壊10棟、一部破損110件以上の被害	不明
	平3.9.28	19号	鹿角全域で重軽傷者13名、住家826棟、リンゴ被害額25億円。小坂町内ではアカシアが多数倒木、非住家（車庫）の一部損壊、住家の屋根破損。青森県では、りんごが大量落下、青森市で瞬間最大風速53.9メートル観測	35億円
	平16.8～10	15号 18号	秋田県の沿岸部市町村で潮風害により農作物に多大な被害（水稻、果樹）、小坂町では稻の倒伏により収量減少	不明
雪害	昭13.1.26	実科高女体操場	雪のため体育館が倒壊、尋常小学校2年4組児童8名死亡、重傷10名、軽傷25名、訓導重傷1名	不明
	昭49.1.23 ～24	全町	2日間で95cm余の降雪を記録、生活物資の輸送に影響	不明
	平18.1.4～5 2.14	全町	12月末の降雪累計が220cmとなる。パイプハウス9棟全壊及び一部損壊、農舎等2棟全壊	1,359万円
	平26.12～ 平27.3	全町	2月13日に雪害警戒対策部を設置 2月15日に160cmの積雪深を記録 空き家1棟全壊、1棟半壊、空き倉庫1棟全壊、物置1棟全壊	不明